

## は　し　が　き

神戸大学大学院法学研究科・法学部（以下、本研究科とする）は、1992 年に「ファカルティ・レポート」第 1 号を刊行して以後、自己点検・自己評価の結果を定期的に外部に公表し、本研究科における教育・研究について情報を開示することで透明性を確保する努力を続けてきた。しかし、このような形での点検・評価だけでは十分でなく、各関係の専門家である第三者から、本研究科の教育・研究の現状について厳正かつ客観的な評価を受ける必要性は大きい。さらに、2004 年度からの国立大学の法人化および専門職学位課程としての実務法律専攻（いわゆる法科大学院）の設置に伴い、その必要性はますます増していくように思われる。

専門職学位課程としての実務法律専攻については、第 1 期中期目標・計画期間の中間点に当たる 2006 年度に外部評価を実施した（その報告書については本研究科のホームページ <http://www.law.kobe-u.ac.jp/gaibuhyyoka-LS2006.pdf> 参照）。それに対して、法学研究科・法学部全体の外部評価については、国立大学の法人化前の 2002 年度に実施（その報告書については本研究科のホームページ <http://www.law.kobe-u.ac.jp/gaibuhyyoka.html> 参照）しただけであり、法人化そして専門職学位課程設置後には未だ実施されていない。

そこで、今回、国立大学法人化以降の第 1 期中期目標・計画期間が終了し、新たに第 2 期中期目標・計画期間が始まったこの時期に、本研究科として、専門職大学院としての実務法律専攻だけではなく、法科大学院時代にその存在意義が問われている大学院法学研究科および法学部のあり方を考えるために、また、第 2 次中期目標・計画期間では「大学教育の質の保障」がより一層強く求められることからも、外部評価を実施することを計画するに至った。

本研究科の活動全般にわたる第三者評価としては、2008 年度に実施された大学評価・学位授与機構における機関別認証評価、および、国立大学法人評価委員会における第 1 期中期目標期間における業務実績に関する評価を受けている。後者のいわゆる法人評価では、「教育」について、「教育水準」項目ではすべての事項で「期待される水準にある」以上の評価をうけ、「質の向上」項目では「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」との判断を受けた。「研究」では、「研究水準」につき「期待される水準にある」との、「質の向上」では「相応に改善、向上している」との評価を受けた。

しかし、そのような全国の国立大学法人に対する画一的な基準での評価だけでは十分に本研究科の活動についての特色が反映されていない可能性もあり、独自の観点からの第三者による外部評価の必要性があると考えている。今回、井原文孝氏（人事院国家公務員倫理審査会事務局長）、角紀代恵氏（立教大学法学部長）、高橋英行氏（社団法人大阪銀行協会専務理事）、中村睦男氏（前北海道大学総長）、野呂雅之氏（朝日新聞論説委員）、水野武夫氏（共栄法律事務所弁護士・税理士）の 6 名の方々に外部評価委員をお願いし、2010 年

12月6日に、本研究科において訪問調査を行っていただいた。この神戸大学大学院法学研究科・法学部・外部評価報告書（以下、本報告書とする）は、その訪問調査を受けた結果についての各委員の方々からいただいた外部評価報告書を基に作成したものである。

今回の外部評価にあたっては、2008年度に実施された第三者評価で対象となった期間以降の2008年度および2009年度の本研究科の活動実績、ならびに2010年度前期の活動とそれを踏まえた今後の方針を対象として、本研究科の教育・研究その他全般にわたる事項について、特に第1期中期目標・計画期間における重点項目、第2期中期目標・計画期間の重点項目を中心とした評価をお願いした。具体的には、各委員の方々に、以下のポイントについて主に評価ないしご教示いただきたい旨をお伝えした。① ファカルティーレポート第8号（上下巻：以下では単に上下巻とのみ表記する）の内容に基づき、2008年度および2009年度の2年間の神戸大学大学院法学研究科・法学部の教育・研究活動全般について。② 第1期中期目標・計画期間の重点項目（本資料参照）で示された活動についての実績に関する達成度について。③ 第2期中期目標・計画期間の重点項目（本資料参照）で示される今後の神戸大学大学院法学研究科・法学部の活動の展望について。④ その他、神戸大学大学院法学研究科・法学部の活動についてのご要望、ご指摘等。本報告書では、それらの観点からの外部評価委員の方々のご意見と、訪問調査の際に資料としてお渡ししたものを掲載している。

外部評価委員の方々からいただいたご意見は、「開放的で国際性に富む固有の文化の下、『真摯・自由・協同』の精神を發揮し、人類社会に貢献するため、普遍的価値を有する『知』を創造するとともに、人間性豊かな指導的人材を育成こと」（神戸大学ビジョン2015）を使命とする神戸大学において、本研究科の今後のあり方を検討するための貴重な第三者的評価になると共に、本研究科構成員の今後の励みとなり、また、改善努力の自覚を促すための刺激としていきたいと考えている。

最後に、6名の外部評価委員の方々には、ご多忙にもかかわらず、事前の準備と共に本研究科にまで足をお運びいただき、丸1日の訪問調査を行っていただいた。さらに、その結果を踏まえた報告書の作成という骨の折れる作業をしていただいた。そのうえで、本研究科にとって貴重なご意見をいただいたことを、この場を借りてお礼申し上げる。

なお、この外部評価の企画・準備・実施とそのとりまとめ全般については、本研究科の評価・FD委員会および企画室が担当したことを見記しておく。

2011年3月

神戸大学大学院法学研究科長・法学部長  
井上典之

## 目 次

はしがき ..... 法学研究科長 井上 典之

### I 神戸大学大学院法学研究科・法学部 外部評価実施概要

1 外部評価実施日程 .....	3
2 外部評価のための資料・説明 .....	4

### II 神戸大学大学院法学研究科・法学部 外部評価報告書

II—1 外部評価報告書 井原 文孝 .....	17
1. はじめに	
2. 神戸大学大学院法学研究科・法学部の活動について	
3. 結び	
II—2 外部評価報告書 角 紀代恵 .....	23
1. 神戸大学大学院法学研究科・法学部の教育・研究活動全般について	
2. 第1期中期目標・計画期間および第2期中期目標・計画期間の重点項目について	
3. まとめ	
II—3 外部評価報告書 高橋 英行 .....	28
1. 3つの個性あるプログラム	
2. 学部教育	
3. 法科大学院教育	
4. 学生の態度	
5. 学生の就職活動サポート	
6. 社会人教育	
II—4 外部評価報告書 中村 瞳男 .....	33
1. はじめに	
2. 第1期中期目標・計画期間の重点項目で示された活動の実績に関する達成度について	
3. 今後の展望について	
4. おわりに	
II—5 外部評価報告書 野呂 雅之 .....	38
1. はじめに	

- 2. 活動の評価
- 3. 法学部についての一般的な意見
- 4. 法科大学院についての一般的な意見
- 5. むすび

II— 6 外部評価報告書 水野 武夫 ..... 43

- 1. 法学部の教育について
- 2. 法科大学院について
- 3. 社会人教育について

### III 質疑応答の概要

外部評価委員との質疑応答の概要 ..... 49

I 神戸大学大学院法学研究科・法学部 外部評価実施概要

## 1 外部評価実施日程

(1) 日 時 平成 22 年 12 月 6 日(月)

(2) 会 場 神戸大学六甲台キャンパス  
(〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 2-1)

(3) 日 程

- ① 10:00～12:00 評価対象・内容・資料についての説明・補足  
外部評価委員からの質疑、応答
- ② 12:00～ 休憩、施設見学
- ③ 13:30～15:00 外部評価委員による学生面談
- ④ 15:00～16:50 外部評価委員による授業参観
- ⑤ 16:50～17:30 外部評価委員からの講評、意見の報告

(4) 出席者

外部評価委員

井 原 文 孝 (人事院国家公務員倫理審査会事務局長)  
角 紀代恵 (立教大学法学部長)  
高 橋 英 行 (社団法人大阪銀行協会専務理事)  
中 村 瞳 男 (前北海道大学総長)  
野 呂 雅 之 (朝日新聞論説委員)  
水 野 武 夫 (共栄法律事務所弁護士・税理士)

神戸大学

井 上 典 之 (法学研究科長)  
泉 水 文 雄 (実務法律専攻長・評議員)  
品 田 裕 (法学研究科評議員)  
志 谷 匠 史 (法学研究科評価・FD委員会委員長)  
中 野 俊一郎 (法学研究科評価・FD委員会副委員長)  
中 川 丈 久 (法学研究科評価・FD委員会副委員長)  
高 橋 裕 (法学研究科法経連携専門教育プログラムWG委員)  
荻 阪 政 雄 (法学研究科事務長)  
岩 見 浩 二 (法学研究科総務係長)

## 2 外部評価のための資料・説明

### (1) 事前送付資料

- ①平成 22 年度・神戸大学大学院法学研究科・法学部・外部評価資料（本資料）
- ②ファカルティーレポート第 8 号（上下巻）
- ③学生便覧 2010
- ④SYLLABUS（授業要覧）平成 22 年度
- ⑤法学研究科シラバス 平成 22 年度
- ⑥専門職学位課程 法科大学院 実務法律専攻 講義要綱 平成 22 年度
- ⑦神戸大学法学部案内 2011
- ⑧神戸大学大学院法学研究科のご案内 2011 年度
- ⑨神戸大学法科大学院案内 2011
- ⑩2010 年度法経連携専門教育プログラム：法学部生向け要項

### (2) 当日の説明

#### 1 活動実績報告

◇第 1 期中期目標・計画期間の重点項目について

##### 【教育活動】

1-1. 学部・大学院・法科大学院の教育内容の点検・整備を継続する。特に法学部において、「平成 20 年度質の高い大学教育推進プログラム」に基づいて「21世紀型市民としての法学士育成計画」（平成 20～22 年）を推進する。

①法学部において、「平成 20 年度質の高い大学教育推進プログラム」に基づく「21世紀型市民としての法学士育成計画」（平成 20～22 年：これについては後記 2(2)参照）の事業を推進し、特に少人数授業について充実を図った。なお、従来からの EUIJ 関西の教育プログラム（1-2 参照）およびジャーナリズムプログラム（1-3 参照）での教育プログラムの実施に関してはファカルティーレポート上巻 28 頁以下参照。

②法科大学院において、教育内容の改善を図るために第 4 回司法試験の結果の分析作業に着手した（1-5 参照）。

③大学院博士課程において、ジャーナリズムプログラム（1-3 参照）や EUIJ 関西の枠内で授業（1-2 参照）の充実を図った。

④なお、教育改革、カリキュラム改善の取り組みについては、ファカルティーレポート上巻 43 頁以下、59 頁以下、77 頁以下参照。

1-2. EUIJ 関西（第 2 期）事業において、EU の法・政治に関する教育プログラムを開発・実施する。

学部・大学院において EUIJ 関西の枠内で、EU 教育研究プログラムを展開した。とりわけ、**Certification Program** については隨時見直すと共に、EU 研究修了証をうける学生数も一定程度の水準を維持している。なお、EUIJ 関西では、EU 研究の人材育成のために、研究計画書に基づき一定の奨学金を支給し、大学院生に対する経済支援も行っている。

#### 1・3. ジャーナリズム・プログラムを継続的に実施する。

このプログラムは、いわゆるジャーナリズム論を学生に教えるものではなく、ジャーナリズムの作法を法学・政治学の専門分野の内容を素材にして身につけることを目標にした実務との密接な連携を展開するものである。そのために、朝日新聞社、読売新聞社、神戸新聞社からの奨学寄付金に基づき、従来より本プログラムを継続的に実施している。なお、2009 年度からは、朝日放送の協力を得て、従来の印刷メディアに関する手法だけでなく映像メディアに関する教育も行うようになった。

#### 1・4. 学部・大学院における授業アンケートを実施し、FD 活動を活性化する。

評価・FD 委員会において学部・大学院における授業アンケートを実施し、集計作業を通じて各教員への結果の周知をはかると共に、それに基づく教育手法の検討・改善のための本研究科全体での取り組みを検討するために、引き続き FD 活動の強化に努めている。なお、その詳細は、ファカルティーレポート上巻 43 頁、59 頁、72 頁、77 頁等を参照。

#### 1・5. 法科大学院における法曹養成のためのカリキュラムをさらに拡充するための方策について検討し、実務教育のいっそうの拡充を図る。

高度専門職業人教育にかかる国内教育拠点の形成の一環として必要であることを認識し、知的財産法教育のために弁護士を大学院に受け入れるための募集を行なう（法曹リカレントコースにおける科目等履修制度）と同時に、科目等履修生を受け入れる専門科目の拡充の検討を始めた。なお、法曹リカレントコースの詳細については、ファカルティーレポート上巻 50 頁参照。

#### 1・6. 法科大学院および大学院博士課程後期課程（研究者コース）の在学生および修了者に対する就職指導・キャリア支援をいっそう充実させる。

①法科大学院については、修了者 WG により就職支援のためのガイダンスを開催するなどの様々な試みを行い、また、可能な限りで本研究科の修了生と連携しながら新司法試験合格後の就職支援活動を行った。さらに、法科大学院修了者の研究者への進路を開くために、

成績優秀者に対する助教採用の制度を設ける（2-5 参照）と共に、大学院後期課程進学のための特別選抜入試を実施している。

②大学院博士課程後期課程（研究者コース）の在学生・修了者については、博士学位取得のための指導と同時に、研究者ポスト獲得のための支援体制を引き続き検討している。なお、2008 年度および 2009 年度の博士学位取得者および博士論文の詳細については、ファカルティーレポート上巻 57 頁参照。

#### 【研究活動】

2-1. グローバル COE に代わる大型研究資金の獲得を図る。

経済学研究科の関係研究者と共同で、文部科学省科学研究費補助金（基盤研究A）「経済的・社会的規制における市場の機能とその補正をめぐる法律学的・経済学的検討」（平成 21～23 年）に採択された。なお、この事業の継続的な展開を図るとともに、同事業の成果を踏まえた新たな競争的大型研究資金の獲得を図る検討を行っている。

2-2. EUIJ 関西（第 2 期）事業において、ヨーロッパの法学・政治学に関する研究プログラムを策定・実施する。

ヨーロッパとアジアという国際的な問題領域について、法学と政治学という分野横断的なアプローチを可能にするためのコア研究の支援のために必要であることに鑑みて、多くの本研究科の教員・大学院生による EU 研究の展開を行っている。

2-3. 「法学研究科による法学・政治学若手教員研究支援プログラム」を実施する。

若手教員に十分な研究環境を提供し、次世代を担う研究者の育成を図るために必要であることに鑑みて、研究科長裁量経費を利用して、若手研究者（満 45 歳以下の准教授・教授）に研究目的・計画を作成・提出してもらった上で、研究支援のための特別研究費の配分を決定している（年間およそ 2 名から 3 名の研究者で、多くの場合、図書費ないしはパソコン購入などの費用として利用されているが、研究活動のための調査研究費に利用されることもある）。

2-4. 教育研究活性化支援経費による戦略的・独創的な教育研究プロジェクト事業を実施する。

学内発の卓越したプロジェクト「ソロ・プラクティスのための司法専門職教育・法律相談・司法過疎を中心とした取り組み」を実施した（ファカルティーレポート上巻 15 頁参照）。

なお、2009年度からの学内の教育研究活性化支援経費の廃止に伴い、六甲台後援会による教員の在外研究支援制度および学長戦略経費による若手教員長期海外派遣制度に基づいて、若手研究者が長期間海外で研究することを推進すると共に、六甲台後援会による在外研究支援では、長期（10ヶ月）だけでなく、短期（1ヶ月から2ヶ月）の在外研究制度をポイント制で実施することにより、より多くの教員に在外研究の機会を持てるようにしている。

#### 2・5. 法科大学院修了者を、研究者として、さらに積極的に養成する。

年度末には本学法科大学院修了（予定）者を対象に、大学院博士後期課程内部選抜の募集を行うとともに、法科大学院修了（予定）者を対象に研究助教の募集を行い、さらに積極的に法科大学院修了者の研究者養成に努める。なお、2008年度も2009年度も、大学院博士後期課程の法科大学院修了者特別入試を行い、合格者を出している。

#### 2・6. 科研費補助金の獲得をより一層強化する。

科研申請数調査を行うとともに、競争的資金獲得プラットフォームを中心に科研申請支援を行っている。2009年度には、競争的資金獲得プラットフォームにより、科研費補助金獲得実績の高い他大学を訪問し、その実績・獲得方法についての調査研究を行った。なお、2008年度および2009年度の科研費補助金交付状況については、ファカルティーレポート上巻10頁参照。

### 【国際交流】

#### 3・1. EUIJ 関西（第二期）の事業において国際シンポジウム、講演会、セミナーを開催、および、海外研究者の招聘を実施する。

EUIJ 関西（第二期）の事業において、海外研究者を招聘し、2009年5月、6月、8月にEUIJセミナーを行った。なお、本研究科に関連するこの詳細については、EUIJ関西のホームページ（<http://euij-kansai.jp/>）参照。

#### 3・2. ヨーロッパの法学・政治学に関する講師を招聘する。

EUIJ関西、チェコ・カレル大学、ドイツ・ボン大学、英国・オックスフォード大学などから法学・政治学に関する多数の講師を招聘した。なお、来訪研究者および研究会等その詳細については、ファカルティーレポート上巻17頁以下参照。なお、共同研究の実施についての詳細は、ファカルティーレポート上巻14頁以下参照。

## ◇計画期間中の総括

第1期中期目標・計画期間の教育・研究活動の実績については、上記重点項目の内容からも分かるとおり、教育内容の点検・改善とその実施、独自性を持つ教育プログラムの開発とその展開、FD活動の活性化そして法科大学院教育の充実という教育活動に関するものと、それらとのある程度の連携を持たせた研究活動における財政的支援のための活動、ならびに国際交流に関するものに比重が置かれている。そこで、以下では、教育活動に関する重点項目と研究・国際交流に関する重点項目に分けて、その内容についての総括を行う。

### 【教育活動】

① 教育内容については、法科大学院設置の2004年からの学部カリキュラムにつき、ほぼ毎年、FD活動を利用しながら点検を行い、その見直しを検討している。とりわけ、法学部の研究教育目的（法学部規則1条の2）に照らしてアドミッションポリシーを作成し、その内容に適合するようなカリキュラムの展開になっているかという点を中心に教学関係専門委員会で検討を行っている。なお、法学研究科および法科大学院においても同じことを行い（法科大学院では教務WGおよび教育改善WGが担当）、それらを反映するような形で展開する内容を、毎年の「法学部案内」、「法学研究科のご案内」、「法科大学院案内」という外部に向けたパンフレットで明示している。

② 教育プログラムに関しては、学部における通常の縦割り型の3コース制（司法コース、企業・行政コース、政治・国際コース）の下で多様な教育手法・カリキュラム（双方向性の試みや少人数教育の充実など）を展開すると共に、横断的な教育プログラムとして、ジャーナリズムプログラム、EUIJプログラムを展開し、さらに2008年度からは「平成20年度質の高い大学教育推進プログラム」に基づく「21世紀型市民としての法学士育成計画」プログラムを実施している。特に、最後のプログラムは、文部科学省の教育GP特別教育経費を獲得して実施しているものであり、そこでは学生の政策判断能力の育成、プレゼンテーション能力の育成をめざし、法律分野での国際コンテストへの出場、教育効果を上げるための現場視察、ディベートメディエーションの実習、専門家を招いての講演やインタビューなどバリエーション豊富な内容での教育を展開するとともに、その成果を冊子化し、さらにこのプログラムで目指している新しい学士力の評価のための方法を検討している。

③ FD活動の活性化については、ランチョンセミナーにおける教員相互間での意見交換や法科大学院についての教員懇談会の年間2回の実施による意見交換などにより、教育内容・手法改善のための取り組みを行っている。なお、授業評価アンケートの教授会での回覧や教員相互間の授業参観を通じて、情報の共有も行っている。

④ 法科大学院教育については、単位の実質化や双方向型の少人数授業という、実務家養成で要求される教育水準を維持するための方法を検討すると同時に、1Lの未修者の審級に関してはGPAを導入して進級制限を実施し、より質の高い教育の実現に向けての検討を行っている。それと同時に、学生に対する支援活動も様々な段階で展開し、多様な学生のニーズに応えられるようにしている。ファカルティーレポート上巻74頁以下参照。

#### 【研究・国際交流】

① G・COEを獲得することができず、研究のための財政的裏付けを模索していたところであるが、経済学研究科の関係研究者と共同で文部科学省科学研究費補助金（基盤研究A）を獲得することができ、21世紀COEプログラムにおいて展開してきた研究活動を引き続き展開することができるようになり、法学・経済学の学際的な研究の取り組みを継続している。

② EUIJ関西との連携により、とりわけヨーロッパ方面の法学・政治学研究が現在も進行している。特に、リスボン条約に基づくEUの今後の方向性についての研究、EU加盟国の多くの研究者の来訪による共同研究・セミナーの開催で、EU・ヨーロッパ研究に関しては一定の水準を維持しているものと考えられる。

③ 国際交流では、EU関係だけでなく、様々な国・地域の研究者を受け入れると共に、海外の大学等との国際交流も増加の傾向にあり、学部・研究科への留学生の受け入れ、単位互換、学生派遣事業も積極的に展開している。

④ 財政的な観点からの教員に対する積極的支援も行っている。若手教員に対しては、海外研究支援のための複数のプログラムの利用可能性を展開し、また、有望で卓越したものと認められる国内での研究のための特別研究費を独自に創設し、支給する体制を整え実施している。また、一般的に、競争的資金獲得のためのプラットフォームを立ち上げ、そこで科研費やその他の競争的資金獲得の方策を検討すると同時に、教員一般に対して、研究費獲得のための支援体制も準備している。

## 2 展望

### ◇第2期中期目標・計画期間の重点項目について

第1期中期目標・計画期間の教育・研究活動に関する重点項目を踏まえ、それを継続する形式で第2期中期目標・計画期間のものも作成している。というのも、第2期中期目標・計画期間では各大学の独自性を強調するよう求められている点に鑑みて、本研究科では、すでに第1期中期目標・計画期間の後半で教育・研究活動において独自に獲得した資金や

独自に展開する教育プログラムならびに研究活動を中心に重点項目を作成していたために、これまでの重点項目の継続的展開が重要と考えたからである。なお、2010年度ではそれだけにとどまらず、新規に追加したものもある。それらを総合的にとらえれば、第2次中期目標・計画期間において強く要請される「大学教育の質の保障」にとって必要とされるものが含まれているといえる。

### 【教育活動】

- 1・1. 学部・大学院・法科大学院の教育内容の点検・整備を継続する。特に法学部において、「平成20年度質の高い大学教育推進プログラム」に基づいて「21世紀型市民としての法学士育成計画」（平成20～22年）を推進し、同プログラム終了後もその成果を踏まえて、策定されたDP、CPに基づいた教育展開を行う。
- 1・2. EUIJ関西（第2期）事業において、EUの法・政治に関する教育プログラムを開発・実施する。
- 1・3. 新聞社各社から人的・財政的支援を受けて、ジャーナリズム・プログラムを実施する。
- 1・4. 学部・大学院における授業アンケートを実施し、FD活動を活性化する。
- 1・5. 法科大学院における法曹養成のためのカリキュラムをさらに拡充するための方策について検討し、実務教育のいっそうの拡充を図る。
- 1・6. 法科大学院および大学院博士課程後期課程（研究者コース）の在学生および修了者に対する就職指導・キャリア支援をいっそう充実させる。
- 1・7. 案内パンフレットを作成、関係者・関係機関に配布するとともに、Webサイトにおいて、日常的な情報発信を実施する。

### 【研究活動】

- 2・1. 経済学研究科の関係研究者と共同で採択された文部科学省科学研究費補助金（基盤研究A）「経済的・社会的規制における市場の機能とその補正をめぐる法律学的・経済学的検討」（平成21～23年）の事業の継続的な展開を図るとともに、同事業の成果を踏まえた新たな大型研究資金の獲得を図る。

**2-2. EUIJ 関西（第2期）**事業において、ヨーロッパの法学・政治学に関する研究プログラムを策定・実施するとともに、EUIJ 関西（第二期）の事業において国際シンポジウム、講演会、セミナーを開催、および、海外研究者を招聘し、学外者にも教育機会の提供を実施する。

**2-3.** 法学研究科独自の「法学・政治学若手教員研究支援プログラム」を実施する。

**2-4.** 六甲台後援会による教員の在外研究支援制度及び学長戦略経費による若手教員長期海外派遣制度に基づいて、若手研究者が長期間海外で研究することを推進する。

**2-5.** サバティカル制度を継続的に実施するとともに、その実効的な在り方について検討する。

#### ◇2010年度の中間報告

教育活動においては、「平成20年度質の高い大学教育推進プログラム」に基づく「21世紀型市民としての法学士育成計画」（平成20～22年）、EUIJ 関西（第2期）事業におけるEU教育プログラム、ジャーナリズム・プログラムを引き続き実施すると同時に、法経連携型の研究活動（2-1参照）の成果を踏まえ、新たに法経連携教育プログラムを展開し始めた。また、法科大学院教育については、法曹養成のためのカリキュラムをさらに拡充するための方策について検討し、実務教育のいっそうの拡充を図るとともに、法科大学院における実務科目の展開について、法律事務所との連携・協力関係の構築を模索し、法科大学院在学生および修了者に対する就職指導を引き続き実施している。さらに、今後は学部をも含めたキャリア支援のための仕組みも検討する。

研究活動については、法学研究科独自の「法学・政治学若手教員研究支援プログラム」に基づいて助成申請の募集を行い、2名の若手教員に対する研究支援を行うと共に、六甲台後援会による教員の在外研究支援制度及び学長戦略経費による若手教員長期海外派遣制度に基づいて、若手教員を各1名ずつ在外研究に派遣した。なお、法経連携研究やEUIJ 関西との連携事業、競争的資金獲得のための支援は従来通り継続し、さらに、研究活動のためのサバティカル制度の内容を見直し、実施することにしている。

### 3 今後の方針

第1期中期目標・計画期間の前半は、独立行政法人化と同時に法科大学院の設立という事情から、どちらかというと新制度としての法科大学院教育に重点を置き、その定着と実績づくりを中心に展開していたが、後半は、法科大学院制度のある程度の実績を前提に、その維持発展を目指す項目に重点を移すと共に、既存の法学研究科および学部教育の発

展を検討する方向にも目を向けた内容へと展開している。そこで、以上の神戸大学大学院法学研究科・法学部の重点項目より、以下の点を今後の方針として展開することを予定している。

### 【学部教育】

従前のカリキュラムでは、司法コース、企業・行政コース、政治・国際コースという縦割り型の3コースを中心に、法科大学院進学を希望する法曹実務家志望の学生のための教育、公務員や企業への就職を希望する学生のための教育、国際公務員、ジャーナリストあるいはNGO/NPO等で活躍することを希望する学生のための教育をそれぞれ展開している。しかし、それだけではなく、コース横断的に現在では法学部独自の教育プログラムを展開し、より効率的で専門教育としての実効性を高める方法を実施している。

具体的には、3コース全般にわたって専門教育の実効性を高め、学士力の向上を図る試みとしての「平成20年度質の高い大学教育推進プログラム」に基づく「21世紀型市民としての法学士育成計画」のプログラム、政治・国際コースを主に念頭に置いたジャーナリズムプログラム、3コース全般に関連し、特に国際性豊かな教養人の素養を身につけるためのEUIJ関西教育プログラムを中心、法学部における専門教育の展開に取り組んでいる。さらに、研究活動の成果を活かした形で教育を行うためのプログラムとして、経済的・法学的観点からの学際的で総合的・複眼的問題解決能力を養う法経連携専門教育プログラムの実施を開始した。これらの教育プログラムの展開により、法学部教育は、縦の3コースだけでなく、それを横断的に展開するジャーナリズムプログラム、EUIJ関西教育プログラム、法経連携専門教育プログラムという3つのプログラムで縦横から法学部教育を展開し、将来において各分野で核となり得る人材の育成を目指している。

なお、【大学院教育】の項目で詳述する通り、現在、「平成20年度質の高い大学教育推進プログラム」に基づく「21世紀型市民としての法学士育成計画」のプログラムの展開以後の教育プログラムの継続的展開も計画している。そこでは、カリキュラム改編を通じ少人数教育に力を入れる制度整備を実施してきたが、他方で、学生が相互に刺激して研鑽しあう有機的なつながり、すなわち学部と大学院、学年の垣根を越え、しかも留学生を交えた「しなやかな人的ネットワーク」を十分に提供できていなかった点を考慮して、ジャーナリズムプログラムの英語化と、学部における「21世紀型市民としての法学士育成計画」で培った法学政治学プレゼンテーション能力をより高度に展開させるためのセンターの導入を通じ、そのような人的ネットワークを定着させ、カリキュラムの履修で得られる教育効果をより一層みのり豊かなものとすることを目指し、専門教育プログラムを現在整備している。

(以上の法学部独自の教育プログラムについては以下を参照していただきたい。)

法経連携プログラムについては、添付の資料とともに、「法学部案内」10頁参照。

「平成20年度質の高い大学教育推進プログラム」に基づいて「21世紀型市民としての

法学士育成計画」（平成20～22年）の紹介については、本研究科ホームページを参照。

<http://www.edu.kobe-u.ac.jp/law-gp/index.html>

ジャーナリズムプログラムの詳細については、本研究科のホームページ参照。

<http://www.edu.kobe-u.ac.jp/law-journalism/index.html>

EUIJ 関西における教育プログラムの内容については、EUIJ 関西のホームページ参照。

<http://euij-kansai.jp/education>

### 【大学院教育】

「理論法学専攻」および「政治学専攻」において、次世代の研究者の養成を目指す研究者コース、職業法曹を受け入れ、専門的な法曹継続教育を目指す法曹リカレントコース、学部段階より高度な法学・政治学の知識を会得させ、問題解決能力を涵養する専修コース、高度化・多様化する社会における法学・政治学の諸問題を主体的に解決し得る能力を育成する社会人コースを、さらに充実したものとするための教育プログラムの検討を継続して行うと共に、特に博士課程後期課程では、博士学位取得のための指導と同時に研究者としてのポスト獲得の方策の検討も継続的に行う。実定法領域での研究者養成が、法科大学院時代に突入した現在において特に強く要請され得る可能性があることから、一定の研究者輩出を要請される大学院として魅力あるものとするための方法も同時に検討する。なお、その他のコースでは、高度な専門知識を有する人材の育成に主眼を置いて、職業法曹の先端分野でのリフレッシュ教育と共に、ジャーナリズムプログラムや EUIJ 教育プログラムを博士課程でも展開することで、真に社会に必要とされる人材の育成を目指す。

なお、大学院博士課程では、国内外を問わず、広く社会に対して日本語や英語を駆使して説明責任を果たすことができる国際公共人材を育成する高等教育拠点創出を視野に入れ、教育プログラムの充実を計画している。すでに【学部教育】で述べたところであるが、法学部・法学研究科はカリキュラム改編を通じ少人数教育に力を入れる制度整備を実施してきた。しかし他方で、学生が相互に刺激して研鑽しあう有機的なつながり、すなわち学部と大学院、学年の垣根を越え、しかも留学生を交えた「しなやかな人的ネットワーク」を十分に提供できていなかった点を考慮して、ジャーナリズムプログラムの英語化と、学部における「21世紀型市民としての法学士育成計画」で培った法学政治学プレゼンテーション能力をより高度に展開させるためのセンターの導入を通じ、そのような人的ネットワークを定着させ、カリキュラムの履修で得られる教育効果をより一層みのり豊かなものとすることを目指し、専門教育プログラムを現在整備している。法学研究科における博士課程も、プレゼンテーション能力の発展を中心とした学部・大学院の垣根を越えた人的ネットワークの構築を通じて、将来において様々な領域での核となり得る国際公共人材の育成を目指していくことになる。

### 【法科大学院教育】

職業法曹教育として、基本的法領域について深い知識と豊かな応用能力を有する人材の育成、ビジネス・ローと呼ばれる先端的分野について特に深い知識と応用能力を有する人材の育成を目標に、質的に高い能力を備えた職業法曹養成の教育を今後も展開していく。同時に、実定法の領域での研究者の養成も目指し、将来において理論的な研究を深める能力を持つ人材の育成を担う教育も展開していく。その方法としては、基本的法律科目の「重ね塗り」による授業展開、その中で応用的・先端的科目を履修させることで基本的法律科目の理解を深める方法、学生の自主的な勉学意欲を高めるための支援体制の強化、教育内容の改善のための努力を今後も続けていく。

なお、法科大学院では、2007年度および2008年度の2年間にわたって「総合法律教育に関する手法と教材の開発」というテーマで、現実社会における複合的な法律問題の解決のための能力を学生に身につけさせる方法を検討してきた。今後は、このような検討結果を踏まえたさらなる総合法律教育の展開も検討していくことになる。

なお、法科大学院に在籍する学生の主たる関心事は、司法試験の合格ということになる。従来からも行ってきた通り、今後も、毎年行われる司法試験の結果を踏まえた教育戦略の検討も継続していくことになる。

#### 【研究および国際交流】

「大学教育の質の保障」のためには、単に教育活動を充実させるだけでは、教育研究機関としての大学の役割を十分に果たせたことにはならない。学生に提供する教育の質の保障のためには、教員の側の研究活動の裏付けがなければならない。そのためには、教員の研究環境を整え、十分な研究活動を展開できる条件整備が必要となる。そして、それは同時に、教育だけでなく大学の地域・社会貢献にも寄与するものとなる。

教員の研究活動にとって最も重要なことは、研究のための資源活用になる。特に財政的な研究環境の整備は、様々な点で困難な時代になっている。そこで、限られた資源をいかに有効に活用していくか、必要な財政的裏付けをいかに獲得していくかは、これまで以上に重要な課題になってくる。そこで、資源の有効配分等を含めて、これらの研究環境の整備について、その基本的な条件の検討を行うことが今後の課題となっている。同時に、特に将来を嘱望される若手研究者の研究環境については、特別研究費等を含めた配分方法のあり方を検討していく。

なお、これまで行ってきた法経連携の研究プロジェクト、EUIJ 関西との連携による EU 研究などのプロジェクトは、可能な限り今後も継続して展開し、さらなる成果が上げられるよう努力することになる。それは同時に、国際交流活動にもつながることとなり、海外の研究者とのネットワークづくりにも今後は力を入れていくことになろう。

さらに、国際提携では、大学全体だけでなく、部局間の学術協定締結等もさらに拡大していくことを検討すべき段階に入っているといえる。

## II 神戸大学大学院法学研究科・法学部 外部評価報告書

### 外部評価委員

井 原 文 孝（人事院国家公務員倫理審査会事務局長）  
角 紀代恵（立教大学法学部長）  
高 橋 英 行（社団法人大阪銀行協会専務理事）  
中 村 瞳 男（前北海道大学総長）  
野 呂 雅 之（朝日新聞論説委員）  
水 野 武 夫（共栄法律事務所弁護士・税理士）

## II-1 外部評価報告書

井原 文孝

(人事院国家公務員倫理審査会事務局長)

### 1 はじめに

この度、神戸大学大学院法学研究科・法学部の外部評価委員をお引き受けし、多くの資料をいただくとともに、2010年12月6日（月）の訪問調査において、その説明を受け、授業参観、学生との懇談等をさせていただいた。

私の所属する人事院は、公務の職場に優秀な人材を誘致するべく、セミナー、業務説明会等を通じた募集活動、広く国民に開かれた公正な国家公務員採用試験の実施等を行っているが、その際、優秀な人材の供給源として、大学・大学院には大いに期待しているところである。

神戸大学大学院法学研究科・法学部の外部評価を行うに当たっては、このような私の立場、問題意識の下、特に教育を通じてどのような人材育成を行っておられるのかという点に关心を持って臨ませていただいた。

以下、研究面の評価等についてはそれにふさわしい他の委員もおられることから、私は、主に神戸大学大学院法学研究科・法学部の教育面の活動を中心に、述べさせていただく。

### 2 神戸大学大学院法学研究科・法学部の活動について

#### (1) ジャーナリズムプログラムについて（学部）

ジャーナリズムの作法を法学、政治学の専門分野の内容を素材にして身につけることを目標に、具体的には、学生に（現実、仮想と様々なパターンがあるようであるが）新聞記事原稿を書かせて、新聞記者（プロ）がそれを添削するジャーナリズムプログラムが実施されている。優秀な記事は、実際に紙面に掲載されたとのことである。

学生の書く力が低いとの問題意識の下、この能力を改善、強化することを目指すものであるが、法曹、公務、企業などの分野においても、課題（論点）について自らの（専門）知識に裏打ちされた検討を行い一定の結論を導いた上で、その内容を文章化することは、重要な技術、技能であり、学生に書く力を身につけさせようという神戸大学におけるこの取り組みは、高く評価できる。

このプログラムを高く評価できる視点として、①学生たちは、いい文章、説得力のある文章を書こうとして、無意識のうちに、日頃教えを受けている大学の先生方の学術論文を思い浮かべるかもしれないということ、②しかしながら、ここで要求される文章は、学術論文のそれとは異なるものであることに彼らは気づくであろうということを指摘したい。

学術論文であれば、先行研究をすべて踏まえた上で自己の見解を導いたことを示すために、結論に先立って先行研究の検討、評価が記述されるであろうが、新聞記事を書くときに、調査、取材した事項をすべて書こうとすると、おそらくプロの手によって、それらはたちまち結論に必要な分量にそぎ落とされるであろう。個人的な経験で恐縮であるが、私

も、大学を卒業して国家公務員になったばかりの新人の文章を見るとき、調べたことをすべて書こうとする姿勢を感じることがあり、文章作成の目的に応じて必要なことだけを書くという趣旨の添削指導をすることがある。

学生達にとって、限られた時間、字数で必要最低限の情報、結論を書くことが求められる世界があることを実感してもらうことは、大いに意義のあることだと思う。

### (2) 法経連携プログラムについて（学部）

経済的・法学的観点からの学際的で総合的・複眼的問題解決能力を養うことを目的として、具体的には、「法学のためのミクロ経済学」、「経済学のための民事法」といった特に用意された授業や法学部・経済学部双方の専門科目を履修する法経連携プログラムが実施されている。

法学部の学生が経済学部の専門科目を履修することができる（単位認定を受けることができる）というシステムは、おそらく多くの大学で実施されているものと思うが、神戸大学が、法経連携という教育プログラム名を掲げて、法的知識と経済的知識を兼ね備えた人材を育成しようという教育意図を鮮明にされていることを積極的に評価したい。

すなわち、この教育プログラムの前提となっている現状認識（現実の社会で直面する問題には法的要素と経済的要素が複雑に絡むものが数多く発生していること）は、まさにそのとおりであり、社会ではかかる人材が求められているからである。

ちなみに、私の所属する公務の世界でも、I種国家公務員試験の「法律」、「経済」両区分の専門試験に法学、経済学の専門科目が出題分野としてそれぞれ位置づけられており、また、人事異動の実態を見ても、法学専攻者が経済計画の企画立案担当者に、経済学専攻者が法規担当者になるなど普通のこととして行われている。

このプログラムを履修した学生が卒業するのは2013年3月以降ということであるので、どのような人材が育つのか、楽しみに待ちたい。

### (3) 少人数授業の充実について（学部）

法学部においては、2006年カリキュラム改編を通じて少人数教育に力を入れる制度整備を実施している。

少人数教育が多人数教育に比べて学生の学習理解の度を深めるという教育効果を有することについては、おそらく異論のないところであろう。それに加えて、このような教育活動を通じて、自らの意見を述べ、人の意見に耳を傾け、お互いの共通理解を目指すという社会一般で行われている合意形成の場面で積極的に役割を果たし得る人材を育成することが期待できる点を評価したい。

おそらく教官にとっては、多人数を相手とする講義と比べて質的、量的な負担の増大をもたらすものと思われるが、授業手法として望ましい方向性のものであると思うので、できる限りこのような教育活動を推進していただきたい。

参観させていただいた社会分析基礎演習の授業は、10人程度の学生を対象とするもので、理論、制度の背景を考えさせようとして質問を発する教官とそれに積極的に答えようとする

る学生達の間に適度な緊張感が形成され、いい雰囲気の中で授業が進められていた。

シラバスに「テキストを分担する報告担当者が報告し全員で討議する」とあるのに対し、全員の討議というところまではいっていなかったので、担当教官が目指しておられる理想的な授業内容に比べれば、学生がやや受け身的であるとの厳しい評価もあり得るかもしれない。しかしながら、私には、担当教官の掲げられた理想、目標はともかくも、的確な質問と積極的な回答で進行する授業は、学生達の理解を深めるのに効果的であると思われ、少人数授業を充実させようという神戸大学法学部の目的を十分実現しうる授業内容に感じられた。

#### (4) 授業アンケートについて（学部、大学院）

学部、大学院共に学生に対する授業アンケートが実施され、教育手法の検討、改善のための資料とされている。

学生の授業に対する評価を教官全員が共有するということは、ある意味勇気のいることと思うが、これを受け入れておられる神戸大学大学院法学研究科・法学部各教官の姿勢に敬意を表したい。

このような取り組みを効果的なものとするためには、アンケートに回答する学生から率直な意見を引き出す必要があると思われるところ、ファカルティレポート上巻 72 ページから 73 ページにかけて「教員がアンケート結果を知るのは、翌学期の冒頭というタイミングであり、期末試験の採点等に影響することがないよう留意している。」との法科大学院の取扱いに注目したい。この取扱いは、公正な採点を確保するための教官に対する措置であろうが、採点への影響を気にするかもしれない学生にとっては、結果的にそのような悪影響が起こり得ないということを十分納得できる取扱いとなっている。「アンケートの回答内容は成績評価に影響しない」というような抽象的な言い方ではなく、「教員がアンケート結果を知るのは、翌学期の冒頭というタイミングである」という事実を、適切な機会に、適當な方法で学生達に周知すればよいと思う。

このことは、法学部及び法学研究科理論法学専攻・政治学専攻におけるアンケートの取扱いについても当てはまると思うので、学生から率直な意見を引き出すための一策としてご検討いただけたらと思う。

学生との懇談の中では、アンケート結果を受けて授業対応を変える先生を知っているとの声があり、このアンケートが教育手法の検討、改善に一定の効果を持っていることがうかがえる。

一方、同じく学生との懇談の中で、アンケートの意見が翌年の授業にどのようにフィードバックされているか学生にとって不明であるとの感想もあった。ファカルティレポート下巻を見ると、各教官ごとに「教育活動の自己評価」の記載が求められ、その中で自らの授業に対するアンケート結果についてコメントされているようなので、このような形でアンケート結果に答えていることを周知すればよいと思う。

さらに、学生との懇談の中では、少人数の授業については、低い評価はつけにくく、必

ずしもアンケートは必要ないのではないかという趣旨の意見もあった。低い評価がつかないとしても、平均値、最高値、最低値の経年変化を見れば、なにがしかの示唆を得ることは可能であるとも思うが、このような意見があつたことをお伝えしておくので、法学部 10 人以上、大学院 5 人以上というアンケートが実施される授業の基準が適切かどうか、改めて検討されてみてはいかがかと思う。

#### (5) 双方向型の少人数授業について（大学院）

法科大学院教育において、「双方向型の少人数授業」を標榜されている。

参観させていただいた対話型演習は、たまたまタイミングが悪かったのか、制度の説明が長く、なかなか対話が始まらなかった。しかし、ひとたび教官が学生を名指して質問を発するや当該学生は直ちに回答するという具合で、それが滞りなく続いていくことから、学生達がしっかりと予習してきていることがうかがわれ、さすが司法試験を目指して日頃から熱心に勉強している院生だなと感心した。シラバスにおける学生へのメッセージに「各自、取り上げられる項目と関連する諸事項を基本的な概説書により確認した上で、授業に臨むことを強く期待する。」とあるが、学生も教官の期待にそういう努力をしていると感じられた。

ただ、この授業は 50 人程度の院生を対象にしたもので、(10 人程度の学生を対象とする社会分析基礎演習を先に参観させていただいたからかもしれないが、) 率直に言って、対話型授業に期待される教育効果という観点からは人数が多すぎるように感じた。

ファカルティレポート上巻 69 ページ (f)(i)によれば、「1 クラス 50 名以下の少人数教育」とあるので、この人数はぎりぎり少人数ということであろうが、同じくファカルティレポートにこの授業手法の特色として記載された

教員が質問して学生に解答を求めたり・・・①

または学生同士が質疑応答や討論を行ったりする・・・②

こととの関連で言えば、①はともかく②は無理があるのではないかと思う。

さらに、人数だけの問題ではなく、司法試験合格レベルの知識の習得という具体的目標がある法科大学院の授業では、一定時間の授業で一定量の知識を伝授することが求められ、なかなか②のような内容の授業を追求することは、時間的余裕もなく、困難な面があるのではないかと思う。

以上、授業の人数及び授業手法の特色②について若干の懸念を申し上げたが、上述のとおり、授業手法の特色①に関しては、うまく機能している授業を確認させていただいた。ファカルティレポート上巻 65 ページ (b)に記載のある「自分の考えを言語化して、口頭および文章で人に伝達する能力を養う」という双方向型の授業の目的を一定程度達成していると評価できると思う。

### 3 結び

#### (1) 総括（法学研究科・法学部の活動の達成度の評価）

2において、ご説明を受けた事項のうち、私なりの関心、問題意識から興味をひかれた

いくつかの活動について、述べさせていただいた。これらの活動は、いずれも、社会に必要な優秀な人材の育成につながる意欲的な取り組みであると認められ、それぞれの目標を着実に達成されつつあると評価できる。

このほか、EUIJ 関西（第2期）事業等のご説明をいただき、映像を使った講義（学部）、英語による授業（大学院）を参観させていただくなど様々な取り組みが行われていることを確認した。神戸大学大学院法学研究科・法学部が掲げておられる教育目標に照らし、達成度の観点から特に問題点としてご指摘しなければならないようなものではなく、拝見した限りにおいて、真面目な学生に対して熱心な教官による教育活動が行われていると感じた。

これらの取り組みを通じて、神戸大学大学院法学研究科・法学部では、法曹、公務、企業といった社会のあらゆる分野で活躍できる有為で多様な人材の育成を期待できる教育を行われていると評価する。

今後とも、神戸大学大学院法学研究科・法学部がこのような教育水準を維持しながら人材を育成していただくことを期待したい。

## (2) 付言（法学研究科・法学部についての一般的意見）

せっかくの機会であるから、最後に、神戸大学も含めた我が国の法学研究科・法学部の教育について、一つ要望を付言したい。

それは、ファカルティレポート上巻に記載された学生支援（就職指導等）のように学生に対する様々な活動が求められている中で、法学研究科・法学部の本業ともいべき法学、政治学の専門教育自体をしっかりと行っていただきたいという要望である。

あえて、このような当然のことを申し上げるのは、私が、法学や政治学といった1個の学問体系を学び理解する能力が、公務の世界において、1個の政策体系（例えば、人事行政、厚生労働行政など）を学び、理解し、運用する能力につながると感じており、このような1個の学問体系を習得させる大学の専門教育の持つ意義を、実務の側（外部）から大学関係者にお伝えしておく意味があると考えるからである。

例えば、我々国家公務員が法律改正等の制度（政策）の変更を企画立案する際には、現行制度の趣旨、制定経緯や諸外国の制度を調べ、他の制度との均衡、調整に配慮した上で、一定の改正案を考えるのだが、こういった作業は、法学等の学習過程の作業に類似したものであり、大学法学部の専門教育によって得た知識に加え、それによって培われたセンスが役立っている。

ちなみに、I種国家公務員試験の配点比率は、

専門試験	多枝選択式	3、記述式	4	計	7
------	-------	-------	---	---	---

その他	教養試験	2、総合試験	2、人物試験	2	計	6	合計	13
-----	------	--------	--------	---	---	---	----	----

となっており、教養、人物も含めた総合的な能力が求められつつも、専門試験の配点比率が50%を超えており、公務員として、一定の専門能力を有することが求められているのである。

1で述べたとおり、優秀な人材の供給源として、大学・大学院には大いに期待している

ところであるが、そのような人材を育成する大学における専門教育の充実を図っていただきたいと願う。

## II-2 外部評価報告書

角 紀代恵

(立教大学法学部長)

本報告書は、神戸大学大学院法学研究科・法学部から提供された資料ならびに平成22年12月6日（月）に行われた法学研究科・法学部外部評価委員会における井上典之同研究科長をはじめとする同研究科・学部担当者からの説明、同研究科・学部の授業参観および学生からのヒアリングに基づいて作成したものである。筆者は、自他共に認める、日本の法学者の中でも一、二を争う法科大学院制度の批判者である。本報告書が、その意味で、バイアスがかかったものであるおそれがあるものであることを予めお断りしておく。

### 一 神戸大学大学院法学研究科・法学部の教育・研究活動全般について

#### 1 研究活動全般について

各教員は、「ファカルティレポート8下巻」にあるように、各人の専門分野において素晴らしい研究成果を上げている。これだけ優秀なスタッフを、文字通り「揃えている」法学研究科・法学部は、全国でも数少ないとの印象をもった。

#### 2 学部における教育活動について

神戸大学大学院法学研究科・法学部は、私立大学では望みえない人数の教員を配しており、東京の中規模私学で教えている筆者にはうらやましい限りである。法学部の特徴として第一に挙げられることは、充実した教員数を背景とする少人数教育の充実であり、この点、評価に値する。しかし、いくつか気になる点があるので指摘したい。

まず、一年前半に配当されている一年次演習（2単位）についてである。同演習は、大学で学ぶお作法を学ぶ導入教育に位置づけられるものであり、したがって、同演習を担当する各教員（2010年度は10名）間で、ある程度、教えるべきことの統一を図る必要があると思われるところ、その点を、制度的に、どのように担保しているのか、気にかかるところである。なお、法学部では必修科目は存在しないが、この一年次演習については、新入生全員が履修するように指導しており、かつ、現実にも、ほとんど全員の学生が履修していることは評価に値する。

基礎演習、応用研究科の定員は50名となっている。各基礎演習、応用研究科に、実際には何人の履修者がいるのか資料等からは不明であるが、50名は、少人数授業ではあっても、はたして、少人数教育と言えるのかは疑問である。ただし、筆者が参観した島並良教授担当の社会分析基礎演習は、履修者は10名前後で、かつ、非常に活発な議論がなされており、同じ法学部で教える筆者にはうらやましい限りであった。

3・4年次演習については、法科大学院開設に伴う教員の負担増とも関連するのではないかと推測されるが、実定法科の展開が少ないよう感じられる。特に、民事訴訟法、刑事訴訟法の演習が開講されていない。演習系科目では、民事訴訟法は民事訴訟法応用演習、刑事訴訟法は応用刑事訴訟法が開講されているが、シラバスを読む限りでは両科目と

も、少人数講義科目であり、演習あるいはゼミという言葉から連想される内容とは違うのではないかという印象をもった。

神戸大学法学部では教育目標の一つに国際的貢献能力の育成を掲げている（ファカルティレポート8上巻28頁）。外国書講読が、前期、後期合わせて7つ展開されているのは、学生数からすれば、充分であると評価できる。しかし、この点に関連して、全学共通授業科目は、神戸大学全体に関わることであるために、法学部の判断だけで決められるものではないことは十分理解しているつもりであるが、全学共通授業科目の外国語科目の卒業要件単位が、英語、第二外国語、それぞれ4単位なのは、少し少ないのではないだろうか。また、細かいことではあるが、全学共通授業科目では第三外国語としてイタリア語が開講されているにもかかわらず、法学部の卒業要件単位にはイタリア語が入っていないのが気にかかるところである。いずれにせよ、少数にとどまるとは思われるが、法学部として、外国語をさらに学びたいという意欲のある学生を対象とした授業を工夫する余地があるのではないだろうか。

次にカリキュラム全体について述べることにする。

法学部では、法科大学院の設置に伴い、2004年度に、大教室授業の形態をとらざるを得ない実定法科目の単位数をかなり削減したカリキュラムを採用した。しかし、教育効果が上がらないために、2006年度に、カリキュラム改訂を行い、実定法科目の単位数を増やしたことである。この点、PDCAサイクルが機能していると評価できる。

神戸大学の法学部に限らず、日本の法学部は、すべて、法科大学院の設置にともないその存在意義をどこに求めるかに苦慮している。2004年度、2006年度のカリキュラム改訂は、その表れといつていいかと思う。いずれにせよ、法学部は法科大学院の下請けであってはならないはずであり、その意味で、法学、政治学をきちんと教育することは使命である。特に、法科大学院においては、是々非々は別として、現実には、実定法上の諸制度を批判的に教育する余裕がないことに鑑みると、同じく実定法を講ずるにしても、おのずから、別の切り口があつてしかるべきだと思われる。この点、2006年度のカリキュラム改訂において軌道修正が図られたのは、筆者としては、喜ばしい限りである。

最後に、配布された資料からは、学生の就職支援については、再考の余地がある印象を受けた。特に、法科大学院が設立されて以降、法学部——特に、学生数が少ない国立大学の法学部——の学生は、法科大学院への進学をゴールと考える傾向が少なくないようである。しかし、昨今の司法試験合格者の就職難ということはさておいても、法科大学院は法曹という職業の通過点にすぎないということはきちんと教育すべきであるように思う。この点は、法科大学院開設後の法学部の存在意義とも深く関わる問題ではあるが、いずれにせよ、就職支援については、2010年度から見直しを始めたことであり、今後の展開を期待したい。

### 3 大学院法学研究科における教育活動について

### ( i ) 博士前期課程・後期課程

神戸大学大学院法学研究科は、法科大学院の開設に伴い、博士前期課程の研究者コースについては、国内実定法分野を専攻する学生の受入れを行わず、これにかわって、法科大学院修了者を博士後期課程に受け入れることにした。この方針自体は、神戸大学法学研究科独自のものではなく、全国の主要大学の法学研究科が採用するところである。しかし、これによって、特に、実定法の研究者養成が、誇張ではなく、危機的状況に陥っている。この点、神戸大学の場合、博士後期課程を法科大学院修了者にも開放し、実際、同課程には法科大学院を経由した学生が数名在学している点、さらに、3年前から、助教制度を創設し、研究者志望の法科大学院修了者で成績優秀者については司法試験合格を前提として、助教として採用している点は評価できる。しかし、研究者、特に、実定法の研究者養成については、博士前期課程の研究者養成コースへの実定法専攻学生受入れを再開する等、抜本的に考え直す時期に来ているのではないだろうか。

博士前期課程にある専修コースと社会人コースについては、資料からは、その区分けが判然としないが、法律・政治全般を通じて、学部の勉強をさらに進めたい者を対象としているようである。これに対して、同じく社会人を対象とする法曹リカレントコースは、たとえば、知的財産法、独禁法、税法等、特定の分野についての専門家を目指す者を対象としているようである。後者については、その性格をより鮮明に打ち出すことが必要かと思われる。

このように多様なコースを大学院に設けることは社会のニーズに適ったものであり、評価できる。しかし、これだけコースが多いと、たとえ学生数は少なくとも、教員の負担についての危惧を抱かざるを得ない。

### ( ii ) 法科大学院

神戸大学の法科大学院は全国でも屈指の合格率を誇っている（平成22年度の合格率は従来から比べてかなり低くなつたため、現在、その原因を分析中とのことである）。配布資料や学生のヒアリングからは、高い合格率を達成するだけの教育が行われており、各教員の熱意、努力には頭が下がる。しかし、神戸大学大学院法学研究科・法学部全体として見た場合、教員のエネルギーの多くが法科大学院に割かれており、ために、特に、法学部が、割を食っているとの印象をぬぐえない。この点、法科大学院、博士前期課程と後期課程そして法学部に対する力の入れ方をどのようにするかが今後の課題であると思われる。

## 二 第1期中期目標・計画期間および第2期中期目標・計画期間の重点項目について

第1期中期目標の重点項目は、充分、達成されていると評価できる。特に、E U I J 関西事業におけるEUの法・政治に関する教育プログラムおよび研究プログラム並びにジャーナリズム・プログラムは大いに評価できる。「平成20年度質の高い大学教育推進プログラム」に採択された「21世紀型市民としての法学士育成計画」（平成20～22年）も、

学生の政策判断能力、プレゼンテーション能力の養成に大いに効果を挙げていると評価できる。ただ、残念なのは、財政的な支援が2010年度で切れてしまうので、今後、どのように展開できるかが気がかりなところである。この点、ジャーナリズム・プログラムについても、各新聞社の好意に支えられているといつていいと思われる所以、部外者としては、今後の継続が保証されているのか心配な面もある。さらに、法経連携専門家プログラムについても、今後が楽しみである。

なお、授業評価アンケートについては、充分なフィード・バックがなされている。ただ、筆者の勤務する大学では、授業評価アンケートは、往々にして、学生に誤った「消費者意識」をもたせる原因ともなりかねない状況にある。この点、神戸大学大学院法学研究科・法学部では、どのような状況にあるか筆者には不明ではあるが、老婆心ながら指摘しておきたい。

研究面では、目標として、競争的資金の獲得が掲げられている。これらは、研究者が内発的意欲から応募するのは大いに推奨されるところである。しかし、昨今、国立大学では運営交付金の削減に伴う研究費不足を補うために、プロジェクト型の大型競争的資金の獲得が必須であり、ために、各教員が各自の研究時間を犠牲にして、これらプロジェクト型の研究に時間を割かざるを得ない状況にあるとも聞く。その意味から、各教員が自由に研究できる時間を確保することが重要であろう（三参照）。

### 三　まとめ

以上、いろいろと部外者が勝手なことを書いたが、神戸大学大学院法学研究科・法学部は、研究・教育両面において、充分な成果をあげていると評価できる。しかし、ヒアリングを通じて実感したのは、財政上の問題から、競争的資金を得るために、研究、教育両面において、どうしても、目立つことをしなければならないということである。しかし、研究、教育というのは、本来は、毎日の地味な営みの積み重ねであるはずである。特に、教育の面においては、優秀な一握りの学生を対象とするのではなく、学生全体の底上げということが重要である。また、私立大学の法学部からは想像できない数の教員を擁しているとはいえ、法科大学院、博士前期課程、後期課程のコース等の多さに鑑みると、各教員、特に、実定法科目を担当する教員は、かつての国立大学とは比較にならないほど、時間的に余裕がないのではないかと推測される。よい教育をするためには、各自の研究が充実していくなければならない。そのためには、もっとも優先されるべきは、研究時間の確保であろう。そして、これは、神戸大学大学院法学研究科・法学部だけではなく、法学部に限らず、全国の大学の課題である。

評価について、筆者は、常々、「評価とは、最終的には、評価される方ではなく、評価する方が試されている」と考えている。今回、神戸大学大学院法学研究科・法学部の外部評議委員を依頼されたのを契機として、筆者が勤務している立教大学法学部さらには法学部というものについて、改めて考える機会をもつことができた。このような機会を与えてく

ださった神戸大学大学院法学研究科・法学部のスタッフの皆様に感謝して、本稿を締めくくりたい。

## II-3 外部評価報告書

高橋 英行

(社団法人大阪銀行協会 専務理事)

私が今回外部評価委員へのお誘いを受けたのは前職の日銀神戸支店長のときであった。その職務の性格から当然大学教育の専門家ではないわけであるが、おそらく神戸経済界の方々との広いお付き合いのなかで現在の経営者の方々はどのような学生を期待しているのか、どのような法曹を期待しているのか、こうしたニーズを踏まえ、現在の法科大学院・大学を評価してほしいということと理解し、お受けすることとした。

### (1) 3つの個性あるプログラム

<事務局からの説明>

12月6日に開かれた外部評価委員会において大学側より2006年度から2009年度までの第一期中期計画ならびに2010年度スタートとなる第二期中期計画の重点項目について次の内容が報告された。

#### (教育活動)

- ① 法科大学院という高度専門教育を施し、職業教育とともに優秀な法曹の育成を図っている。これまで新司法試験では良い評価を受けてきた（合格率平成18年80.8%<第1位>、平成20、21年54.9%、49.0%<いずれも第4位>が、今年は今一歩の結果(34%<12位>)）。
- ② 全学規模での国際性の展開。2006年からEUIJ関西というEU研究機関が法学部、経済学部を中心に設置されている。これが中心となりEUの様々な領域に関するプロジェクトが展開され、教育活動にも利用されている。
- ③ 学部教育として「21世紀型市民として法学士育成教育」(20~22年度)を展開している。
- ④ 評価・FD活動。2002年度から法学研究科、法学部における授業評価アンケート並びに教員相互による授業参観というFD活動を全国に先駆けてスタートさせ、定着してきている。
- ⑤ 法経連携プログラム（詳細後述）。
- ⑥ ジャーナリズム・プログラム。政治系を中心としたプログラム。法学・政治学の分野における内容を中心にジャーナリズムのある種のご作法を身に着けるプログラム（詳細後述）
- ⑦ カリキュラムの変更。2004年の法科大学院設置に合わせ、大幅にカリキュラムを変更。法科大学院の進学率の低下を受けて、2006年に見直し、2年後さらに見直している。

#### (研究活動)

- ① 国際交流という形で EUIJ 関西を中心に国際シンポジウムなどを開催したほか、ヨーロッパ以外ではブラジルのリオディジャネイロなどとの部局間提携を結んでいることも紹介された。
- ② 法経連携プログラムにおいては、昨年のノーベル経済学受賞者であるオリバー・ウイリアム博士を招き講演を実施した。

さらに、神戸大学の特徴を出すコース横断的なプログラムとして、次の3つのプログラムについて詳細な説明が行われた。

- ① 法経連携プログラム。2003～7年の間 21世紀 COE プログラムとして取り組み、さらに 2008 年から「グローバル COE」プログラムを指向するなかで経済学部、経済学研究科とタイアップして進めている。①法学と経済学のイコールフッティング、②「法学と経済学」の分野は非常に限られているが、より広い範囲での研究活動を指向して取り組んでいる。教育活動としては、今年から法経専門連携プログラム（ELS プログラム）がスタート。法学部生 9 名、経済学部生 15 名（定員 30 名）と少な目の人数でスタートしている。
- ② ジャーナリズム・プログラム。新聞社の方を講師に招き、ジャーナリストの文章の書き方といった基本動作のほか、ジャーナリスト的なものの見方、捉え方を学習するというもの。2006、7 年ごろより大学院中心に小規模でスタートし、①一般市民としての政策判断能力、②ライティング能力・プレゼン能力の向上を目指すものである。具体的には、沖縄の普天間に行き、米軍関係者、沖縄の方から直接話しを聞いたり、夕張、ニセコへ赴き現地の行政担当者に実際の話を聞いたり、ディベートを趣味とする市民サークルとの交流を行ったりしている。
- ③ 国際プログラム。神戸大学を主管とし、関西学院大学、大阪大学などとコンソーシアムを組み、ブリュッセルからお金をもらい 2005 年に EUIJ 関西を設立。EUIJ 関西の活動を通じて、ヨーロッパの法学・政治学の研究に注力している。学部学生も EU 関連論文を書き、EU 代表部からサーティフィケイトを受けるなど教育成果が上がっている。

なお、この EUIJ 関西の関係で、今年ファンロンバイ大統領が当大学を訪れ講演を行った。

#### ＜評価＞

神戸大学の取り組んでいるこれらプログラムの個々の具体的な内容は、時間の制約から評価することは難しいため、その方向の妥当性について評価したい。

現在の経済動向は、新興国の急速な発展に支えられているが、その一方で世界の国々との相互依存関係は一層強まっている。こうした現象を一言で言えば「グローバル化」

ということになろう。最近、外資系だけでなく、本邦企業においても「社内で英語を公用語とする会社が現れる」などグローバル化現象が至るところに現れている。

以上の視点からみた場合、国際プログラムの取り組みは極めて妥当な方向性である。EUIJ 関西という仕組みを利用したというこれまでの経緯から、現状は EU にウエイトを置いたものとなっているが、アジアを中心とした新興国とのビジネスの重要性が一段と高まっていることを考えると、こうした地域にさらにウエイトが置かれていくことが期待される。特に、関西というアジアに近い地域性から関西経済界のアジアへの関心は高く、関西所在の大学としてはアジアへの取り組みを強めることの意義は大きい。

また、ビジネスの世界において市場経済の急速な進展にマーケットセンスだけでなく、経済学的なセンスは不可欠なものとなっていると考えられる。つまり、法学部出身の新入社員にとっても経済学的なセンスが不可欠となっている。このことは双方に跨る境界領域の重要性が高まることを意味すると同時に法学部の学生にとって純粋経済学の知識も必要になっていることを意味する。その意味で、法学部が経済学部とタイアップして「法経連携専門教育プログラム」を運営していく意義は大きいと感じられた。法学部と経済学部の文化の違い（先例重視か効率性重視か、意思決定が教授会か委員会か、法学部の受講者が少ないなど）による障害や講師陣の時間繰り等難しい問題があるとのことであるが、是非、本プログラムが発展しつつ継続的に進められていくことが望まれる。

最後に、ジャーナリズム・プログラムは法学部固有のプログラムというわけではないと思うが、社会人にとって大事な「ものを伝える力」、「ものを客観的にみる力」を育むのに適したプログラムである。学生の評判もよく極めて魅力的なものである。各新聞社の協力の継続、また、財政面の問題などクリアすべき課題は多いようである。また、受講可能人数が限られており、さらに門戸が広げられることが期待される。

## （2）学部教育

ジャーナリズムの取り上げ方の問題もあるが、大学の法学部・大学院の評価が新司法試験の合格者数（あるいは合格率）で決めるような社会的風潮がある。当大学は平成 16 年 4 月の法科大学院（ロースクール）をスタートさせた。しかし、先に述べた社会的風潮のもとで、大学教育の重点がロースクールを目指す人たちに過度にシフトし、ロースクールを目指さない学生たちの教育がおざなりになっていないか危惧されるところである。しかしながら、少なくとも学生との面談を通じて得た印象では、法科大学院を目指す学生とそれ以外の学生との間で、適切なバランスは保たれているようであり、法科大学院を目指さない学生からは特に不満めいた話は聞かれなかった。

むしろ、平成 16 年のロースクール立ち上げに併せて改定したカリキュラムの歪みが顕著になってきた（必要単位数の削減により、基本的な実定法科目において消化不良を起こ

すといった歪みが発生) ことから、2008年4月にカリキュラムを修正しており、この点を評価する声がロースクールを目指す学生たち以外から聞かれたのが、印象的だった。基礎科目の勉強をじっくりできることが、ロースクールへの進学率を高めるとともにロースクールを目指さない学生の学力向上にも役立っているように感じられた。

さらに学部教育におけるFDシステムについて、学生面談での学生の評価は、一部に「授業アンケートの意義は不明」、「少人数クラスでのアンケートは本音が書きづらい」といった否定的な声も聞かれたが、「記述アンケートはよく読まれている」など全体としてみれば相応に評価しているように感じられた。今後とも真摯に学生の声に耳を傾けていくことを期待したい。

### (3) 法科大学院教育

本学では法科大学院生の9割が他大学出身者で占めるというやや特異な構成になっている。他大学から本学を選んだ学生の声を聞くと、①豊富な教授陣(著名な先生が多い)、②高い司法試験合格率、③面倒見が良いといった声が聞かれ、当大学の法科大学院のステータスの高さをある意味で物語っているように感じられた。残念ながら昨年の合格率は下がったようだが)。法科大学院が新司法試験に合格し、法曹を目指す大学院であるとすれば、法律事務所に確実に就職できることが重要である。先日、神戸のある法律事務所の代表が「昨年は1名の枠に数十人の志願者がいて、結局中国語のできる弁護士を雇った」という話であった。新司法試験に合格しただけでは就職が難しい昨今、プラスαが必要になってきており、法科大学院でも何らかの対応の必要性が高まってきているようと思われる。

世の中のニーズで言えば知財分野、中国との取引分野などが考えられる。本学の場合、博士課程前期において法曹リカレントコースを設け、外部講師を招き高い専門性の取得を目指している。ロースクールへの適用も検討するのが良いのではないかと思われた。

### (4) 学生の態度

授業参観を通じて感じた学生の授業態度について一言申し上げる。学部授業(1~2年次)、学部演習(2年次)、大学院演習(博士課程、留学生中心)、ロースクール(2年次、対話型演習)などバランス良く拝見させて頂いた。自分の学生時代と比較すると、どの授業も学生の前向きで真摯な姿勢が印象的であった。特にロースクールの対話型の演習は50名という演習には大勢の人数であるが、講師が学生の名前を呼び、よくコミュニケーションができていると感じられた。

### (5) 学生の就職活動サポート

学部学生の就職については現在ボロボロの状態で、これが法学部の地盤沈下の一因と分析している。すなわち、就職活動のスタート(四回生になってから)の遅れが原因と

なっているが、こうした点につきサポートがなかつたことを学校側としては反省している。最近は法科大学院の希望者を含め三回生秋からスタートするよう指導をはじめ、学生にも浸透してきたように窺われるとのことである。こうした問題に気づきが見られたのは一歩前進であるが、司法試験合格率だけでなく、現状によく目配りし、一層的確な就職サポートを引き続きお願ひしたい。

#### (6) 社会人教育

最後に社会人教育については、12～13名程度の在籍のようであるが、科目が減少するなどやや下火の感。もちろん大学側の努力では如何ともし難い世の中景気動向に左右される面はあると思うが、現状においても改善の余地があるように感じられた。大阪の東急ハンズの向かいのスカイビルという履修しやすい環境を利用し、新たな社会人向けの講座を考えているようであり、こうした検討が実を結び、社会人向けの教育に厚みが増すことを期待したい。

以上、トータルとしてみれば、これまでの当大学の目指す方向性とそのために打ち出した政策は概ね妥当であり、かつその進捗も順調のように感じられる。ただ、時代のニーズが早いスピードで変わってきており、そのスピード感を踏まえ、各種政策を機動的に変更していく重要性を今回改めて感じた。すでにカリキュラムの弾力的な変更に現れているところであるが、現在の政策に固執せず環境の変化とともに弾力的に変化する、そのことに力点を置いた運営を行っていただきたい。個性ある神戸大学らしい研究・教育活動を目指していっていただくことを期待している。

## II-4 外部評価報告書

中村 瞳男

(前北海道大学総長)

### はじめに

外部評価委員を依頼されるに当たって、神戸大学大学院法学研究科・法学部は、第2次世界大戦前から旧制神戸商科大学として法律学と政治学の教育研究を行ってきたという伝統を有し、国際港湾都市に設置された開かれた大学として、全国より集めた優秀な教員スタッフにより教育研究活動を行っているというイメージを持ってきたことに気がついた。今回の外部評価報告は、「平成22年度神戸大学大学院法学研究科・法学部外部評価資料」・各種冊子と訪問調査での補足説明・質疑に基づき、訪問調査における学生面談・授業参観で得た知見を加えて、感想を述べるものである。参照した冊子としては、『ファカルティレポート第8号上下巻』が特に有用であった。『ファカルティレポート第8号下巻』は、「研究・教育活動の総括と今後の展望」、「研究活動の内容と自己評価」、「教育活動の内容と自己評価」、「学内活動」、「学外活動」というフォーマットの下で各教員が書いた193頁にわたる大部な教育・研究活動報告書で、神戸大学大学院法学研究科・法学部での教育研究活動の実際を示すものとして、大変興味深い内容であった。このような冊子を作成すること自体、評価に対する真摯な取り組みを表すものと考える。なお、訪問調査の際に行わられた資料等の補足説明と質疑、最終面談での意見交換の記録は、本評価報告書作成前にテープ起こしをして配布されたので、報告書作成に役立ったことを付け加えたい。

### 1 第1期中期目標・計画期間の重点項目で示された活動の実績に関する達成度について

#### (1) 教育活動

第1期中期目標・計画期間における教育の重点項目のうち、神戸大学の特徴として指摘できるのは、①「平成20年度質の高い大学教育推進プログラム」に基づく「21世紀市民としての法学士育成計画」による少人数教育の充実、②EUIJ関西プログラムの実施、③ジャーナリズム・プログラムの実施、④FD活動である。

①「21世紀市民としての法学士育成計画」プログラムは、「学生の政策判断能力の育成、プレゼンテーション能力の育成」を目指し、少人数教育として学部2年次に「社会分析基礎演習」を設け、1年次演習と3・4年次演習との橋渡しがなされている。「社会分析基礎演習」は、参観した授業でも学生が積極的に発言していることに印象付けられた。『平成22年度学部授業要覧』(19頁)によると、1年次演習(2単位)10コマ、2年次基礎演習(2単位)6コマ、3・4年次演習(2単位)38コマ、3年次応用法律(2単位)4コマ、4年次応用演習(2単位)6コマ、3・4年次応用研究2コマが授業科目として展開されている。1年次演習はほとんどすべての学生が履修しているということであり、2年次以降も毎年演習を履修できる態勢をとっていることは少人数教育を重視するものであ

り、その教育効果は疑いもなく高いものである。神戸大学法学部は、国立大学法人・法学部の中で、教員一人あたりの学生入学定員の少なさが第1位である（『神戸大学法学部案内2011』4頁）というメリットを少人数教育の充実で学生に還元しているといえる。

②2005年より実施されているEUIJ関西プログラムでは、神戸大学が幹事校を引き受けているということ、例年、学部生、大学院生合わせて14、5名が科目を履修していることは、将来国際舞台で活躍する人材の育成にとって重要であると高く評価できる。

③ジャーナリズム・プログラムは、ジャーナリズム論を学生に教えるものではなく、法学・政治学の専門分野の内容を素材にして、書くことを基本にするジャーナリズムの作法を身につけることをめざすところの学生にとって魅力あるプログラムであるという説明を受けたが、学生のプレゼンテーション能力の育成にとって有用であることは明らかである。受講する学生数の説明や学生面談での学生の発言からも、ジャーナリズム・プログラムが学生にとって魅力あるプログラムであることが確認できた。

④FD活動については、2002年度より、法学部において教員の相互授業参観を実施しており、また、学生に対する授業アンケートを行い、2003年度からは、教員相互が教育研究上の話題提供によって日常的な意見交換・相互交流をはかるため年2回程度のランチョンセミナーを開いている。授業アンケートと授業参観は、法科大学院が設置される以前の時期から、神戸大学が教員のFD活動として全国の大学に先駆けて行っているもので、その先見性は評価に値する。また、学生に対する授業アンケートや授業参観の結果については、『ファカルティレポート第8号下巻』で各教員がそれぞれ、〔教育活動の自己評価〕という項目で自己評価の形で答えているのは、教育評価を自己評価の中で活用し、自己的教育活動に生かすものとして望ましいあり方であるといえる。

## （2）研究活動

2008年4月から2010年3月までの教員の個人による研究活動については、「ファカルティレポート第8号下巻」において、また、組織としての研究活動については、「ファカルティレポート第8号上巻」（13頁以下）に示されている。教員は、私の専門分野である公法分野では勿論、それぞれの専門分野において、学界の第一線で質の高い研究活動を行っていることが伺われる。EUIJ関西における共同研究では、神戸大学大学院法学研究科に関連する研究会は、ラウンドテーブルが2回、セミナーが25回、ワークショップが4日回行われ、教員の国際交流が活発に行われていることが注目される。EUIJ関西では、教育活動と研究活動が不可分な関係にあることが望ましい姿である。個人の研究としても、神戸大学大学院法学研究科では、他大学と比較して、EUのほか、ドイツ法、フランス法、イタリア法などヨーロッパ大陸法の研究者の数が多いのが特色である。日本では法学での分野でもアメリカ法の影響が強くなっているが、EU法やヨーロッパ法の研究も重要なことは言うまでもないことである。

共同研究として、21世紀COEプログラムがグローバルCOE引き継がれなかつたことは残念なことであった。その代わりに、2009年度より経済学研究科の関係研究者と共に

同で採択された文部科学省科学研究費補助金（基礎研究 A）「経済的・社会的規制における市場の機能とその補正をめぐる法律学的・経済学的検討」を受けて、競争法、知的財産法、労働法、社会保障法等の分野において法学と経済学との共同研究が行われ、21世紀 COE プログラムにおいて展開してきた研究活動を継続していることに注目したい。

## 2 今後の展望について

### （1）基本的方向

2010年度より始まっている第2期中期目標・計画期間においても、第1期中期目標・計画期間の教育研究活動に関する重点項目を踏まえて、基本的にはそれを継続する形式で重点項目が作成されている。第1期中期目標・中期計画期間の教育研究に関する重点項目の多くが、神戸大学大学院法学研究科・法学部の特色を表すと同時に「大学教育の質の保障」に資するものであることを考えると、このような基本的な姿勢は妥当である。

### （2）法経連携専門教育プログラム

2010年度から新たに始められた教育プログラムとして、「法経連携専門教育プログラム」は、神戸大学法学部・経済学部の伝統を生かした教育プログラムとして重要である。この教育プログラムは、法学部生に対しては経済学的な思考を、経済学部生に対しては法的な思考を、それぞれ仕事の上で使える程度に身につけさせるという目標を持っていると説明されているが、法学と経済学両方に通じた人材の育成は社会的要請も強いと考える。初年度の2年生では、定員30名のところ、法学部生が9名、経済学部生が15名で、まずは順調にスタートを切っているという説明を受けたが、その成果が出ることを大いに期待している。また、この教育プログラムのバックグラウンドには、前述の法学部と経済学部の文部科学省科学研究費補助金による共同研究あるということで、教育と研究が対応していることも、大きな強みである。一般に総合大学では、法学部と経済学部との間の風通しが悪いとされているが、神戸大学は、法学部と経済学部との間の壁を低くして、法経連携のモデルになることが大いに期待されるところである。

### （3）法科大学院

法科大学院については、①「重ね塗り」によるカリキュラムの展開、②双方向的・多方向的な教育手法の導入、③理論的教育と実務教育との架橋という教育の基本方針は妥当であり、新司法試験の合格率も高いことは法科大学院教育の成果であると考える。ただし、2010年度は合格率34%、全国12位という結果で、原因の分析と対応策を考えていることである。法科大学院が設置された当初、司法試験合格率を7~8割と予測していたことから見ると、2010年度の全国の合格率は25%程度であり、その対策は一つの大学で解決できるものではない。法科大学院制度そのものに歪みが来ないように、司法試験合格者数の増加や全体としての法科大学院の入学定員の削減など、国が考えるべき問題である。その際に法科大学院教育に実績の有する神戸大学の発言は重みをもっていると考える。

#### （4）大学院法学研究科研究者養成コース

大学院法学研究科研究者養成コースについて、気になるのは、国際関係法を除く実定法分野を専攻分野として志望する学生は、法科大学院を卒業してから、博士課程後期課程に入学することを求めていることである。訪問調査の際での補足説明では、制度設計の趣旨にかなった学生が何名かは、博士課程後期課程に入学しているとのことである。制度設計の趣旨は良く理解できるが、実際に、司法試験の合格率が低下している時に法科大学院の学生が学問を志す余裕があるのかという問題や、研究者の養成に当たって、博士課程前期課程で外国法の基礎知識を与えたり、外国書講読によって研究者の基礎訓練を行うことが重要であるという問題も考えなければならない。

#### （5）競争的資金の獲得

神戸大学の特色となっている「21世紀市民としての法学士育成計画」、「法経連携専門教育プログラム」、「EUIJ 関西プログラム」、「ジャーナリズム・プログラム」などの教育プログラムは財政的には競争的資金や外部資金によるものであり、また、法学研究科と経済学研究科との共同研究は文部科学省科学研究費補助金を獲得して実施している。国立大学法人の予算は、経常的経費が毎年削減され、競争的資金に教育研究が依存する割合が高くなっている。好むと好まざるとも、教育研究を活性化するためには、競争的資金を獲得することが必要である。法学研究科では委員会を立ち上げて、競争的資金獲得のための検討を始めているということであるので、その成果が期待される。競争的資金やその他の外部資金を獲得するためには、書類作成に始まり、事業の執行に多くの手間がかかるので、競争的資金を申請する教員の活動を補佐する態勢を整えることも必要である。

また、幸いなことに、旧制神戸商科大学の伝統を有する神戸大学文系学部は、財団法人六甲台後援会を有し、教員の在外研究支援、成績最優秀な学生を顕彰する社会科学特別奨励賞（凌霜賞）の授与（『ファカルティレポート第8号上巻』40頁）、六甲台就職情報センターの設置（『神戸大学法学部案内2011』16頁）などを行い、同窓会が母校の教育研究活動の支援に当たっている。国立大学法人は、国の厳しい財政状況の下で、自主的な資金を持つことが不可欠になっている。大学は同窓会との連携を密にして、同窓生に応援団としての役割に期待しなければならない。日本では、アメリカのように寄付文化が育たないといわれているが、これからは大学が人材育成の重要性を同窓生をはじめ社会に広く訴えることによって、徐々に寄付文化への意識が高まってくるものと思われる。

#### おわりに

神戸大学大学院法学研究科・法学部は、学界の第一線で活躍する研究者を有しており、教育活動についても、FD活動を早い時期から行い、各種教育プログラムの実施と少人数教育を重視した教育を積み重ねてきている。政治、経済をはじめにして、東京への一極集中化が進んできている中にあって、神戸大学が、名実ともに関西に位置する日本の拠点大学の一つなっていることは、関係者の努力の賜物と考える。また、2002年に実施された

外部評価の報告書によると、評価委員の一人から女性教員が一人しかいないという質問に對して、当時の研究科長は、「教員のジェンダー問題については、非常に重要な問題であり、ご指摘をふまえて、さらに改善に努めたい」と答えていたが、2010年4月1日現在女性教員数が7人になっていることは著しい改善である。最後に一言意見を付加すると、学部および大学院において地道な教育がなされているにも拘わらず、神戸大学法科大学院への進学者が大体2割ぐらいという説明を受け、また、教員スタッフで、神戸大学を最終学歴とする者が1割5分程度（『ファカルティレポート第8号上巻』6頁）に止まっているのは、神戸大学が全国に開かれた大学であることを示すにしても、もう少し神戸大学出身者の割合を高めても良いのではないかと考える。

## II-5 外部評価報告書

野呂 雅之

(朝日新聞論説委員)

### 1) はじめに

外部評価委員の顔ぶれをみると、前回2002年に実施した際も法律家や金融の専門家といった方々がメンバーであり、ジャーナリズムからの参加は初めてである。そこで司法記者としての視点から指摘することが、第三者の多角的な評価としては最も寄与できると考えた。

今回は事前にファカルティレポートなど詳細な資料をいただき、訪問調査の当日はカリキュラムやその達成度の説明を受けたうえで、大教室での講義や少人数でのゼミ形式の授業、法科大学院などを見て回った。そうしたなかで学生のふるまいや教官の指導状況に触れ、長きにわたって培ってきた神戸大の学風ともいえる勤勉さを実感することができた。

しかし、限られた時間での説明や見学であり、評価にあたっては定量化して客観的な指標を提示するのは難しく、印象としての主観的な指摘になりがちなことをお許し願いたい。

### 2) 活動の評価

神戸大学大学院法科研究科・法学部が前回2002年に外部評価を受けた後、国立大学は法人化され、さらに法科大学院が開設されたことで、大学の法学教育は大きな転機を迎えたと思われる。法科研究科・法学部は法人化後に第1期中期目標・計画を掲げ、その内容はファカルティレポートに盛り込まれている。そのうち、今回は「教育活動」に重点を置いて評価したい。

#### ◇少人数授業の充実

学部の教育においては、EUIJ関西の教育プログラム、ジャーナリズムプログラムをはじめ、スタートしたばかりの法経連携専門教育（ELS）プログラムなど、少人数の授業を充実させていることが特記できる。

こうした少人数での授業を重ねることで、考えていることを自分の言葉で表現する能力が身につくだろう。そのうえ具体的な目標を掲げ、それを達成することで確実にスキルアップを図れる。

たとえば、ジャーナリズムプログラムでは記事・論説文を実際に書くことで文章力を磨くだけでなく、自らの考えをまとめて表現する能力が確実に高まる。法学部は卒業論文がないということなので、まとめた文章を書く重要な機会でもある。文章化する過程では自分の考えを論理的に構築しなければいけないため、それまでの考察をより深めることにもつながる。

プレゼンテーション能力を高めるということは、自らの考えを一方的に主張することではなく、論理的に相手を納得させることである。言論によって物事を解決するのは民主主義の根幹にかかわることでもあり、こうした少人数の授業の充実を図ったことは高く評価したい。

実際に少人数での授業を見学したが、学生たちは個人差があるものの自分の言葉で主張する一方、仲間の意見に耳を傾けながら、さらに教官の指摘を受けて考察を重ねる様子がうかがえた。教官は学生の主張が少し本題から外れることがあっても頭から否定せず、当該の学生が修正して今一度意見を述べることができる方向に議論を進めていた。

教官の負担が増えるため容易でないことは想像できるが、第2期中期目標ではさらなる充実を図り、時間的に余裕のある1年時から少人数での授業の機会を増やすことはできないだろうか。

E U I J 関西については、E U I J プログラムを履修すれば審査を受けてE U 研究の専門家であると証明されるというが、それによって学生たちにどのようなメリットがあるのか、スキルアップを図れるのか、いまひとつ判然としない。年に14、15人が履修して、優秀者は欧州で1か月ほど勉強できるそうだが、研究者をめざす学生には有益ではあるだろう。2006年に開設されたばかりなので、継続してプログラムの活用法を探ってもらいたい。

#### ◇丁寧な履修説明を

一方で、こうした一連の授業・活動に対して、学生の立場から考えると、どの授業を選べばどのような成果が期待できるのか、どんな能力が身につくのか、カリキュラムの説明が十分でなければ戸惑うだろう。教養部が廃止されたことで一般的な教養教育と専門分野の授業とが並行して進むなかで、学生にとって4年間を見通した履修計画の立て方がかなり難しいのではないかと感じた。

たとえば、E J S プログラムは2年生からの3年間のプログラムなので、2年時に履修しなければ機会を逃してしまう。このプログラムは企業法務のニーズに応えることの出来る人材育成も狙いにあると思うが、授業内容はかなり密度が濃いものと予想される。1年終了時にはまだ法学に入門したばかりで、このプログラムに対応できるだけの高い意識をもつことができるだろうか。

また、法学部の学生にとって経済学にアクセスすることは敷居が高いと思われ、実際にE S J の受講生は経済学部生に比べて法学部生は半数程度になっている。現在のプログラムを一定期間続けた後、教科の内容や履修方法などの見直しについても検討してほしい。

カリキュラム全般については大学入学時に詳しく説明していると思うが、せめて2年までは学期の終了時に、少人数授業を中心にカリキュラムの説明を重ねてはどうだろうか。学生たちが授業の目的や内容について理解を深め、そして選択できる機会をできるだけ多く設けるべきだと考える。

## ◇法科大学院

法科大学院の目的は優秀な法曹の養成にあり、司法試験の合格率向上が具体的な達成目標であるのは言うまでもない。

2008年、2009年の合格率はそれぞれ54・7%、49・0%でいずれも全国4位だったが、2010年の合格率は12位になったという。

受験者実数に対する累積合格者数の割合も2005年、2006年はそれぞれ80・6%、80・8%と全国一位だったが、2007年は68・5%、2008年は55・0%と下落している。

概ね良好な実績と評価できるが、右肩下がりの傾向は気がかりだ。神戸大の法科大学院は合格率が良いため、授業をこなせば自動的に合格すると考える学生がいるからではないか。下落傾向について大学当局はそう分析しているというが、厳しい見方をすると、教官の側にも実績に慢心していたことはなかったか。ファカルティレポートの学生アンケートを見るだけではわからないが、きめ細かくアンケートをとることで、授業方法などの課題に気づくことができるかもしれない。

### 3) 法学部についての一般的な意見

法科研究科・法学部の訪問調査当日に受けた説明のなかで、最も印象に残ったのは次のような指摘だった。

「法科大学院が開設されてから、法学部教育が中二階のような状態になり、目標がどこにあるのか定めづらい。かつては法学部での教育が、法曹になる教育に直接つながっていたが、少しそこに距離があいてしまった」

そこで訪問調査後に、他大学の法科大学院の教授たちに話を聴いたところ、法学部教育の在りようが難しくなったというのは神戸大だけでなく、法科大学院を併設する大学の共通した悩みだとわかった。

その解決策の一環として、「活動の評価」で触れた幾つかのプログラムを開発したのが神戸大の特色である。

当然のことだが、法学部の出身者がすべて法律家になるというわけではなく、むしろ法律家になるのはレアケースである。大学教育は法学のような専門的知識を身につけるのが目的のひとつではあるが、豊かな感性をはぐくみ、社会に貢献できる人材を育成することが最大の目的だろう。それは大学だけでなく教育本来の目的であり、こうした意味では新たなプログラムを開発して学部教育に取り組んでいる神戸大の試みについて、教官の方々の努力を多として評価したい。

訪問調査の説明でもうひとつ印象に残ったのは、「全人的な教育」「人間性の涵養」という言葉だった。法科大学院が開設され、法学部の存在意義が見いだしづらくなってきたな

かで、法学部教育を再構築する過程で大学の有り様について模索した結果、そうした言葉にたどり着いたのだと理解している。

「中二階のような状態」になったことはむしろ法学部教育の転換を図る好機と考え、新たな教育プログラムをつくってきた方向性は正しい。法学部教育をどのように転換させるのか、過渡期としてまだまだ試行錯誤は続くと思われるが、教官の方々のさらなる努力を期待したい。

それが法科大学院の質の向上につながり、優秀な法曹を増やすことによって、ひいては市民の権利擁護に貢献することになるだろう。

#### 4) 法科大学院について的一般的な意見

いつもは取材する立場で法廷から裁判官や検事、弁護士による実務の現場を見てきたが、訪問調査では法科大学院の授業を拝見して法律家を育てる現場を体験することができた。

調査当日に拝見したのは対話型演習刑事手続法の授業で、学生たちは裁判員裁判の実施にともなう「公判前整理手続き」について学んでいた。

刑事裁判では公判廷外での心証形成は本来あってはならない。公判前整理手続きでは心証形成はなされない。そういう趣旨で立法がなされた。

公判前整理手続きは、初公判の前に証拠を整理して争点を絞り込む手続きだ。その立法過程を説明する講義はこんな内容だった。教官の説明に対して、学生たちは熱心にメモをとっていたが、誰からも質問はなかった。

果たしてこれでいいのだろうか。そんな疑問を抱いたのは、実際に法廷を取材して公判前整理手続きの在り方が問題と感じていたからだ。これまでいくつもの裁判で、判決後に記者会見した裁判員の多くが、証拠が足りなかったと指摘していた。

裁判官と検察官、被告・弁護側が参加する公判前整理手続きは、公開の法廷ではなされず、密室でおこなわれる。裁判員が関与しないで証拠が決まる仕組みになっている。

しかも、公判前整理手続きで証拠を決定した裁判官が引き続き公判も担当するのである。証拠決定にあたって、裁判官は心証形成しないというのが立法過程での理解だが、そんなことは可能なのか。なぜ、学生たちはそうした疑問を抱かないのだろうか。

司法試験に合格するには疑問をもつようなことはせず、ひたすら知識を詰め込むことが必要なのはわかる。教官が公判前整理手続きについて論点を説明したりすると、逆に余計なことをするなど学生は反発するかもしれない。

だが、公判前整理手続きも公開の場ですべきかどうか、そんな論点を提示して学生たちに議論させることも必要ではないかと思う。

授業を拝見しての率直な感想である。

## 5) むすび

裁判員裁判をはじめとして司法は大きな転機を迎えており、その動きが教育の現場に影響を及ぼしていることが今回の外部評価を通じて実感できた。

法科大学院にばかり目がいきがちではあるが、その足元にある法学部の抱える課題に正面から向き合った教官の方々の取り組みに改めて敬意を表したい。

法科大学院の最大の目標は司法試験に合格することだが、合格すれば人の一生を左右する職業に就くのである。法科大学院は学生たちにそのような自覚をもってもらう教育の場であることも強調しておきたい。

## II-6 外部評価報告書

水野 武夫

(共栄法律事務所弁護士・税理士)

神戸大学法学研究科・法学部外部評価委員として、当職の見聞に基づき、以下のとおり  
卑見を申し述べる。

なお、本報告書は、僅か1日だけの説明、検証等に基づくものであり、誤解に基づくものや、的を射ていないものがあり、どれだけご期待に添えるものか甚だ疑問であるが、感じたところを申し述べる。非礼の段はご寛容願いたい。

### 1 法学部の教育について

- 1) 法科大学院が設置された後の法学部のあり方をめぐっては、どこの大学の法学部においても検討課題とされているところであるが、貴学は、「ジャーナリズム・プログラム」、「21世紀型市民としての法学士養成計画に基づく教育プログラム」、「E U I J プログラム」、「法経連携専門教育プログラム」など、非常に多彩且つ先進的なプログラムを実施されており、また、夕張の問題、瓶の浦の環境問題などについてもフィールドワークをされるなど、教員の法学部教育に対する意欲的な取組みは、高く評価されるものと感じられる。
- 2) ジャーナリズム・プログラムについては、ジャーナリズムの果たすべき役割についての考察を通じて、国際社会や地域社会の変動、発展への問題意識の向上を図ることができよう。単に、文章能力の向上などに留まらず、大きな視野に立って社会現象を見る能力を涵養することを内容とする講義を開講することが望まれる。併せて、現在におけるインターネット等、新聞やテレビラジオに代わるツールが発展する中で、将来のジャーナリズムのあり方への考察を深める講義も必要であろうと思われる。
- 3) 法経連携プログラムについては、数年前には「法と経済学会」が設立されており、法律と経済とを統一的に学ぶことに意義があるのかも知れない。しかし、小生は、不勉強のせいか、その必要性や効果について、いまいち理解できていない。貴学の法経連携プログラムを見ても、格別に定員を定めて法・経から学生を集めて行うだけの意味があるのか、法・経の単位の互換性を認め、それを学生に推奨することで足りはないのか、との疑問が残る。そのような疑問を払拭する成果を上げて欲しいと思う。

### 2 法科大学院について

- 1) 貴学が、法科大学院創設以来、司法試験合格率において常に良い成績を修めてきたことは、よく知られている。しかし、法科大学院がもっぱら司法試験受験のための教育

機関であるとしても、単なる試験予備校であってはならないことは常に指摘されてきたところである。したがって、合格率が高いということで良しとせず、その中味が充実したものであることが重要である。

- 2) このような視点で見たときに、何のために法律家になるのか、将来どういう法律家を目指すのか、という根本的なテーマを考えさせる科目が手薄ではないのかという点が気になる。司法制度は、国民のためにどうあるべきなのか、その中の一員としての法律家のあり方を考えさせることは、法科大学院にとって不可欠だと思われる。
- 3) 法科大学院の教員に実務家が少ないように思われる。法律学の勉強だけなら学者教員で十分であろうが、実務家教員からは担当の法律科目に関してだけでなく、前項のテーマに関しても折りに触れ、法律家を目指す学生にとって得るものが少なくないと思われる。
- 4) 法科大学院の入学者に神戸大学法学部出身者が少ないので奇異に感じられる。通常は、引き続き同じ大学の法科大学院に進むものが多いはずだと思われるからである。これについては、「非常に残念なこと」と評価しながら、「公明、公正、透明な入学選抜方法をとっており神戸大学出身者ということは一切考慮しない」ことがその原因のように説明されている。  
もちろん、そのような事情があることを否定するつもりはないが、このことは、神戸大学法科大学院平成22年度学生募集要領に定める「求める学生像」(ファカルティレポート8(上)62頁)に該当する学生が神戸大学出身者には少ないということを意味するものではないか。カリキュラムの点検を含め、神戸大学法学部の教育が、「求める学生像」に該当するような学生を育てるものになっていないのではないかとの観点で検証してみる必要があるように思われる(学生からは、ロースクールへの入学を配慮してカリキュラムの変更がされたとの話を聞いた)。
- 5) 研究者養成を中心とする博士後期課程について、とりわけ実体法については、法科大学院卒業生で司法試験合格者が進学することが望ましいように思われる。貴学においても、法科大学院卒業生が数名はいるとのことだが、研究者に向いている学生には、研究者への道を積極的に勧誘すべきであろう。
- 6) 細かい話だが、法科大学院自習室の書棚に、学生にとって必要不可欠な基本的図書が備えられている。しかし、スペースが狭く、書物が不十分である。近くに図書館があるとはいうものの、もう少しこれを完備すべきではなかろうか。

### 3 社会人教育について

- 1) 貴学は、かねてより国立大学の中ではもっとも社会人教育に熱心な大学として知られてきた。ファカルティレポート8の冒頭に、「社会人教育への対応」として取り上げられていることからも推察しうる。  
しかしながら、近年、貴学の貴重な上記伝統を発展させてきたかといえば、疑問が残る。貴学担当者のご説明でも、その点が十分でないことを認めていた。
- 2) 言うまでもなく、大学は、若い学生を教育するだけでなく、社会の発展のために、社会人に対しても大学における研究の成果を社会に還元し、社会の向上発展に役立つことがその使命というべきであろう。学部等における基礎的な教育だけでなく、社会の高度化、複雑化、専門化に伴い、社会が要求するニーズに応えていくことも大学の使命だと思われる。意欲ある社会人の知的欲求を満たす作業は、大学にこそ期待されると考える。
- 3) しかしながら、いま、このような社会人の欲求に応えられる大学が、どれくらいあるであろうか。かつて、ハーバード大学を訪問した際に、夏休み中にもかかわらず多くの年配の人が講義を受けているのを見聞した。聞くと、弁護士が大学の先生の講義を聴きに来ているのだという。そのときに、果たして日本では、弁護士の知的欲求を満たすことのできる大学教授がどれくらいいるのだろうかと思ったものである。社会人の求める知的欲求こそ、その時代の社会の鏡ともいるべきものであり、これを満たすことができるのは、大学において他にはないのである。
- 4) この困難な役割は、わが国においては貴学こそが果たせるのではないかと考える。社会人の現実のニーズに応えるだけでなく、時代を先取りし、新たなニーズを探り起こすような積極的な活動も期待される。社会人教育の先鞭を付けたと思われる貴学は、より一層、この分野における重要な役割を担う努力をされるべきではなかろうか。

### III 質疑応答の概要

外部評価に際しては、井上典之研究科長による神戸大学大学院法学研究科・法学部の現状の説明(本章第1節参照)、品田裕評議委員によるジャーナリズムプログラムの説明、高橋裕WG委員による法経連携教育プログラムの説明、および、泉水文雄実務専攻長による法科大学院の補足説明を承けて外部評価委員との間で質疑応答が行われるとともに、その後になされた外部評価委員による大学院生および学部生へのインタビューを前提とし、さらに外部評価委員から補充的な質問が提示された。

以下は、それら二度にわたる質疑応答の概要を、法学研究科評価委員会が編集してまとめたものである。

---

#### (1) 研究科長等による大学院・学部の現状説明を承けての質疑応答

##### [法科大学院生の研究者コースへの勧誘について]

◆実定法の場合に、博士課程前期課程には採らないという、方針を今後も維持するのか？  
(中村委員)

◇現在、本学の法科大学院の修了生だけではないが、博士後期課程にはLSを経由した学生が数名在籍している。今年度から9月に加えて、3月にも法科大学院生向けの後期課程入試を始める。同時に、3年前から助教制度を創設し、成績優秀者、研究者志望でロースクール修了生の場合、司法試験を合格するということを前提に、助教に採用するという制度がある。法科大学院においても、実定法の特定の分野における専門教育の論文演習があり、いわゆる研究者方向へ進みたいということを志望する学生などは、それをとることによって、特定の領域についての、より深められた高度教育、高度専門教育というものを展開するというような形で、研究者養成をある程度念頭には置いている。しかし、実務家志望の学生も多く、関心を持ってもらうことは難しい。(井上)

##### [学部レベルにおける教養教育の位置づけについて]

◆法学部として、全学教育、教養教育をどのように位置づけているか？ (中村委員)

◇教養原論科目および語学につきましての全学共通教育科目については、総計31単位はとらなければならない。多くの場合は1年、2年前期という形で展開されているが、3回生において履修しなければならない科目があり、特に教養原論の自然系に関しては、1回生で全部とれるわけではなくて、これは2回生にも当然かかわってくるというので、少なくとも2年から3年にかけて分散した形で、このいわゆる非専門領域の教養原論については履修してもらうという位置づけとなっている。

法科大学院に進学を希望する学生に関しては、適性試験があり、これはある種の一般常識プラスアルファ、法律以外の知識というものが必要とされる試験となっている関係で、法学部では専門教育という形で法律、政治学をしっかりと教えるけれども、一般常識的なレベルでのその他の知識は、こういうところをちゃんと身につけとくようにということは、入学式の後のガイダンス等々で注意喚起している。(井上)

---

#### [2004年カリキュラムの反省について]

◆2004年カリキュラムにおいて、学生の行動は想定とどのような点で異なったのか？  
(井原委員)

◇法学部それ自体をいわゆる法曹専門教育から切り離して、アンダーグラジュエート的な発想で、ただし法律の専門知識を身につけてもらうということで、基幹の実定法7科目も含めて、単位数をかなり減らした。ほとんど半減するような形で授業の展開を行った。学生から見ると、総論、各論が何か一挙に詰め込まれて、何かよくわからないと。さらに、少人数科目はゼミというイメージがあるので、何か負担が重くなるというので余りとらない。2004年、2005年カリキュラムを展開したときには、法科大学院進学生が非常に少ない。うまく機能しないというのがよくわかった。

若干の反省を踏まえ、2006年から徐々にカリキュラムを改正して、もう一度、講義型のカリキュラムを展開した上で、ただし、従来、法科大学院進学者というものを念頭に置いた少人数教育でのアドバンスコースというような応用科目というのも残すことによって、学生のニーズに合いながら、また、上へ上がるためのそれぞれのコース展開の中でのカリキュラム展開に変更していく。そういう形で今進めているところである。

現在のカリキュラムになってからは、学生は少人数教育をうまくとりながら、法科大学院に進学する子は非常に優秀な子が、10名から20名ぐらい出てきている。

これで既存の、法学部のあり方の上に法科大学院が乗っかった形の展開になっていると同時に、学部GPであるとか、あるいは法経連携のようなプロジェクトと組み合わせると、また非常に、なかなか魅力ある、今までにはない、おもしろい学生が出てきてくれている。(井上)

---

#### [三コースにおける演習科目の扱いについて]

◆司法コースと企業・行政コースで、演習科目の選択必須と自由選択にわかるのは、なぜか？（角委員）

◇司法コースおよび政治国際コースは演習が自由選択、企業・行政コースは演習が必修になっている。3、4年次演習は、まさに専門的な、教員の専門にある種特化したような形の従来型のゼミを展開している。司法コースの学生は、その後の応用研究あるいは応用法律、これが4単位必修になっている、必ず選択必修してもらう。これはアドバンスコースで、定員30名の少人数の科目になっている。それとは異なり、教員が比較的自由に行う従来型の演習というのが3、4年次演習という形で、企業・行政コースの学生には、応用法律あるいは外国文献講読というものを2単位、どれか一つとつていただいたら構わない。そのかわり、3、4年次演習は必ず一つはとってくださいという形で、少人数教育をここで選択必修化している。

政治・国際コースも、実は政治系の応用研究科目、これも少人数のゼミ科目になっているので、こちらの方で幾つかの応用研究科目をとってもらうと同時に、外書を含めた少人数教育の選択必修制というのが、この演習科目と応用研究、応用法律科目の展開ということになる。（井上）

---

#### [入門科目・一年次演習の履修状況について]

◆入門科目・一年次演習の履修状況を教えてほしい。（角委員）

◇入門科目、実定法入門、社会学入門、現代政治入門というのが、1年次の前期に開講されている。1年次前期は、これと、あと1年次演習というのがあるだけで、ほとんどの学生が大体全部、履修している。

1年次演習は、先ほど2004年カリキュラムの転換教育で行っていた内容とともに、それをある種、簡単な法律あるいは政治学の入門的なゼミみたいな形でも行っている。ただ、憲法あるいは民法、商法といったようなものに特化した形ではなくて、広く一般的に法学的な内容を使ったお作法教育のようなものが、この1年次演習で行われている。1年生は全員、これに必ずエントリーして、履修している。（井上）

---

#### [演習科目の内容について]

◆演習科目の中身が、大学らしい知的興味を刺激するものとなっているのか？（角委員）

◇3、4年次演習の科目展開そのものについては、基幹科目も全部、必ず1科目ずつは展開してもらいたいというのが今のところ教務の要望としてあります関係で、どの科目も大体展開されており、そういう面では科目のバランスはうまくとれていて、学生もそれなりにうまく、まさしくそういうところで出てきてくれている。

自由選択にはなってはいるが、ロースクール進学者も、ゼミというものは必ず一つぐらいは大体履修している。

社会分析基礎演習が学部GPのプログラムという形で使われており、ここで刺激を受けた学生はそのまま3、4年次演習、あるいは、応用研究科に引き継がれている。実際の展開数は、数はかなり多い。そういう面では、従来型の法学部のいわゆる研究、知的刺激は提供している。（井上）

---

#### [プロジェクトと個人の研究の兼ね合いについて]

◆学者としての懸念は、こういうプロジェクト型のものというのは、それぞれの研究者の内発的な研究に対する欲求というのある程度抑えざるを得ないという面が否定できないのではないか？個人プレーとしての研究との兼ね合いをどういうふうに折り合いをつけているのか？

◇法経連携プロジェクトについては、教育プロジェクトと同時に研究プロジェクトも走っているので、それはそれで、必ずしも教員の研究的な側面と無関係では必ずしもない。

学部GPについても、教員の研究とある種リンクするような形で、学生と一緒にフィールドワークしようかといったような形の展開になっている。

むしろ、教育に対して、研究に障壁になるのは法科大学院である。こちらが非常に大きなネックになっている。（井上）

---

#### [学部GPの狙いについて]

◆教養部廃止後の、人間としての幅、単なる法律の学問だけじゃなくて、やはり実経済があつての法律という観点から、人間としての幅をつくるための教育課程と考えが根底

にあって、学部GPを実施しているのか？（野呂委員）

◇知能創造が狙いである。学部GPは、ジャーナリズムの読み書き、そして自分で創造するという能力の育成というところから始まった。しかし、法科大学院ができてから、専門的な法律教育というところにかなりシフトしてしまった部分がなかったわけではない。その関係で、法学部それ自体が何か、何のためにあるのか。ビジョン2015という、神戸大学の中でも人間性の涵養というものが一つ目標になるので、当然そこへ戻っていこうというので、幅広い領域でのさまざまな、一般常識も含めた学生の教育というものに立ち戻ろうという部分があったことは確かである。

その中で、法学部の中で特に何を勉強するかというと、自分で物事を考える、そして自分でその考えたことを適切にプレゼンテーションできるという能力の育成というものを、今、かなり頑張ってやろうというところに、重点はそちらの方に置いている。法経連携の狙いも同様である。（井上）

---

#### [法学部教育の充実について]

◆GP・法経連携以外に、法学部教育の充実としてどのような考え方を持っているか？  
(野呂委員)

◇国際性という形でEUIJというプログラムが動いている。これはすでに6年の経験で実績もある。学生はどのコースを選択しても、履修可能である。

法学部の教育を充実させるため今動いており、成果がここ四、五年の間に出てきた。より定着させる、あるいは広く充実できるような形を持っていきたい。（井上）

---

#### [大学院における社会人教育の現状について]

◆神戸大学の大学院は、早くから社会人教育に取り組んでいるというのが我々の非常に強い印象である。大学院における社会人教育の現状はどうか？レポートの中に大学院の方は出てこない。（水野委員）

◇毎年、大体十二、三名程度の社会人が入学している。教員の指導も適切である。ただ、法科大学院のあたりで、社会人コースの科目がかなり減ったという事情がある。今、見直しをしており、社会人コースの学生が時間的にとれる時間に科目を増やして、魅力ある方向へと持っていくことを検討している。

さらに、法科大学院の科目を多少開放するとか、大阪に経営学研究科がMBAとの関係で設置した教室を、来年度以降、毎週ではないにしても、何回か大阪の方で大学院の社会人コースについての科目を展開できないか検討しようと思っている。(井上)

---

#### [学生のニーズへの対応について]

◆特殊な分野、例えば金融法や証券関係を勉強したいとか、そういう特殊なニーズを持つ学生がいるのではないか。そのあたりの現状と、それに対する体制はどうか？(水野委員)

◇おっしゃるとおりである。現在、知的財産や経済法等に集中したような形で来ていたいている。それに関しては、法曹リカレントコースも含めて、リフレッシュ教育という形で、受け入れる体制は整えている。科目展開そのものについては、授業等々も含め、どのような体制をとれるか今検討しており、履修できる科目を拡大している。

他方で、もう一度、法律を勉強したいということで帰ってこられる方もおられる。さらには、国際法の先生のところに自衛隊から来てくださる人もおられるということで、それなりに社会人コースのニーズは今のところ、まだ減ってはいない。それに科目対応としてどういうふうにこちらの体制を整えるか、毎年毎年考えながら展開している。(井上)

---

#### [EUIJ 関西について]

◆なぜEUを研究するのか？ 大体どのぐらいの学生が年間これに応募しているか？  
(高橋委員)

◇従来EUそのものを対象にしたプロジェクトがなかった。しかし、神戸大学には、法

学部の国際関係論の専門家および国際法の専門家が、EUを中心に研究していたという事情がある。また、経済学研究科の方にもEU経済というものを中心に研究する学者が数名在籍している。これらの者を中心に、神戸大学で手を挙げようという形で、関学や大阪大学に呼びかけてEUIJ関西が発足した。

サティフィケート等に関しては、大体毎年、学部、大学院を合わせ十四、五名履修している。そのうちの1名がEU代表部から、学部・大学院1名ずつ、優秀賞をいただいている。ブリュッセルの本部に行って1ヶ月ほど勉強できるという特典もついて、そういうインセンティブもあって、特に国際政治あるいは国際法を勉強している学生が入っている。(井上)

---

#### [法経連携の運営について]

◆法経連携プロジェクトを実際に運営していくに当たって何か困っていることはないか？実際にやってみて非常に苦労したのはどのような点か？（高橋委員）

◇まず一つは、法学と経済学の思考の違いというのは、物事の進め方にも、かなりはっきりとあらわれる。例えば私どもは先例というのをかなり重視するところがあるが、経済学部の先生は、先例よりは効率性というのを重視せよという要求が非常に強い。初めのうちは、こちらが、先例がある、あるいは先例がないということを言うと、何でそんなことが重要なのだというようなことをおっしゃるというような場面がしばしばあった。そういうところでのやりとりというのに相当手間取った。ただしこれは、やりとりを重ねていく中でお互い、何が大事であるかというのをお互いに認識するようになり、その点の問題は今では起きなくなっている。

2番目、意思決定方法の違い。一方では理事会か教授会決定であるのが、他方ではもう、委員会のレベルで決定するというようなことがあって、何でこんなことをわざわざ次の教授会まで待たなければいけないんだというようなことが多分お互いにあった。そういういたあたりはもう、これは文化の違いのようなところだったと思うが、これも信頼関係ができていく中で、解消されている。

次の2点は、現在もまだ解決されていない。まず一つは、教育に関して、法経連携プログラムの学生をどうリクルートするかということ。法学部生の人数がちょっと少ない。その理由というのは恐らくロースクールに関連する。熱意はあって、法経連携プログラムを履修したいが、これを履修することによって、ロースクールに行くための勉強に割く時間というのが大きく少なくなってしまうのではないか、そのことが心配で結局となる

ことができないということを申している、あるいは一回とったんだけれど途中でもう既に抜けてしまったという学生が複数名存在する。これは非常に深刻な問題であり、かつ構造的な問題である。

さらに、時間割りを構成するのが極めて難しい。経済学部の方の必修科目の時間割りは、もうこれまでに何年、何十年にわたって積み上げられてきて、何曜日の何限は必ずこういう科目が入るというような、法学部でもそういうのがある。そうすると、法学部と経済学部の両方の学生がとれるコマというのが非常に少ない。時間割りを重ね合わせてみたときに。その中でどうやって時間割りをつくっていくかというのは、あいている時間があったとしても、その時間に今度、それぞれの教員が時間をあけることができなければいけない。その時間割りをつくるというのは今年度も大変であった。(高橋)

---

#### [ジャーナリズムプログラムの授業方法について]

◆ジャーナリズムプログラムでは、具体的にどういうふうに訓練しているのか？一体どういうアプローチなのか？ (高橋委員)

◇ジャーナリズムプログラムにおいては、新聞社の方に添削をしていただいている。こちらがお願いしている以上にボランティアベースでどんどんやってくださっている。

分野としては、今3社、御協力いただいている。朝日新聞社は社説を担当いただいている。社説を書くつもりで文章を書いてごらんなさいと。そのあなたの書いた社説を、実際に朝日新聞で社説を書かれるプロセスを再現されているとのことで、それを皆で討論しながら見て、最後は先生が添削を、討論の前と後にしてくださる。学生数は15名程度である。

読売新聞社の方は国際関係を御担当いただいている。これは各地の支局長経験者がお話しに来てくださる。それをまとめていらっしゃるAG課長が、これは学期に1回から2回、これも仮想の記事を、国際情勢をずっと観察して、あなたが記者になったつもりで記事を何字で書きなさいという課題を出して、これをまた添削していただく。学部生主体でだいたい50名程度である。それを補完する、新聞記事を読む方の授業、外書に近い授業もあり、そちらは20人程度である。

神戸新聞の方は、こちらは地域の記事、本当の記事を書くということでお願いをしている。最近は、神戸の地域で活躍されている文化人、経済人あるいは行政の方、市長さんであるとか、御講演をいただき、その講演を聞いて記事をまとめて、これを神戸新聞に載せるつもりの要約記事を書きなさいということで訓練する。これは毎回、優秀作品

を実際に神戸新聞に掲載していただいている。大変、学生の励みになっている。こちらは学生数がだいたい20ないし30名程度である。

神戸大学の法学部は、いわゆる卒論がない。学生がなかなかまとまった文章を書くという機会が、入学試験が最後になる場合があったりする。そういう意味では、書く力をそういう形で身につけさせていただいているというのは大変ありがたい。

なお、2回生あたりから、法曹分野に進む人たちのための書く力を涵養する授業というのをそろそろ立ち上げようという構想もある。(品田)

## (2) 院生・学部生へのインタビュー後の質疑応答

### [女性教員の増加策について]

◆前回の外部評価のときには、女性教員が一人しかいないということで、当時の研究科長は善処したいと発言されていた。しかし、今回は七、八名でしょうか、大変、全国の国立の法学部としては多い人材を擁していると思う。何か特別の施策をとられたのか、結果的にそうなられたのか? (中村委員)

◇前回の外部評価のときに、確かに1名しかおりませんでしたが、あの段階で、もう既に3名ほどの教員の採用が決まっていた。それなりのジェンダーバランスはとりあえず維持できていると思う。これは特に女性であるからという形で採っているわけではなくて、今の国の施策でありまして、同じ水準であるならば女性の方から声をかけるという形で、そういう方針では一応、神戸大学全体が動いている。法学研究科もそれにならっているところはある。ただ、どうしても女性を採らなきやならないというわけで、女性の数を無理やりふやしているというわけではない。能力等は十分、教授会等で審査しているつもりである。(井上)

---

### [外部委員の講評]

(井原委員)

きょう一日、私も非常に勉強させていただきました。ありがとうございました。少し、見て感じたことをお話しさせていただきます。

冒頭、御質問させていただきましたように、私自身の問題意識としては、教育内容の話として、少人数での学習を重視されているということに非常に興味を持っておりました。これは企業でもそうでしょうし、私どもの役所でもそうなのですが、いろいろ政策を考える、あるいは議論をするときに、一定の人数でいろんなことを考えながら話し合いをしながら政策をつくっていくと。ですから、そういう訓練をするとか、あるいはそ

ういう場面で積極的なかかわりを持てるということに、そういう能力を結果的に発揮して、あるいは養成していただくところに関心を持っておりましたから、実は聞いておったのでございますが、そのときに午前中の説明では、初め、そのところを非常に重視して、学生をそういう形に誘導しようとしたけれども、少し学生の方が戸惑ってしまって、若干それはまた違う、何ていうんですか、それが一つの理想だとすれば、理想を少し退く方向にカリキュラムを変えたと。しかし選択肢は、できるだけそういう少人数へ行けるような選択肢は残していたという御説明を聞きまして、その部分を、その後半の部分ですね、をこれからも維持していくだけたらなと思いました。

といいますのは、ただいま少人数の授業、それから対話型の授業等々、拝見させていただいたのですが、私が受けていた講義を聞くというのに比べて効果的だと思います。ある意味で緊張感がある授業でありますし、午前中も少し議論が出ておりましたけれども、あまりに負担感があると、また学生が逃げてしまうという部分もあって、先生が質問しつつ講義を進めるといいますか、一つの、ある意味ではシナリオあると思うんですけども、その中で話をしながらやっておられるのを見て、あれなら学生は印象も残るだろうし、また何か言いたいことがあれば少しずつ積極的になっていけるんじゃないかななど、そういう可能性を持っている授業ではないのかなといったように感じました。そういう意味で、少人数の授業を充実させていくという神戸大学の御方針というのは非常に正しいと思いますし、また、それが大学の外に出ていった後も役に立つものではないかというふうに私は評価いたします。

あと、ただ、その後、対話型の授業というのも少し、実はそれ以上に期待していた部分があったのですが、きょうはたまたま、どうも制度の説明が多かったという御説明のようですので、アメリカのように、アメリカ映画で見た、本当にそうかどうかは存じないんですけども、教授と学生との間に丁々発止のやりとりがあるというところまでは期待はしてなかったんですが、少し、もう少しそういう感じになるのかなと思った部分が若干なかったと。むしろ少人数授業の、最初に拝見させていただいたものの方が、学生と先生とのやりとりがあったという部分で、少し。まあ、それはある部分しか見ていない部分ですので、できるだけそのところを充実させていただけたらなというふうに思います。

それから、いつも言っておりましたけども、私が今回選ばれましたのは、現在の役職の前に試験審議官という国家公務員試験をやっておる部署においておりまして、いわゆる公務に優秀な多様な人材を入れていきたいと、こういうことで関心も持っておりましたし、御指名いただいたのだなというふうに思っております。そういう観点から、私どもの問題意識をちょっと、きょうの評価とかということとは少し離れるかもしれません、申し上げておきますと、法科大学院というものを私どもの公務への人材供給源としてどういうふうに評価するのかというのは、非常に公務の中でも、ある意味議論があるところです。というのは、本来的には法曹を目指すということで、必ずしも公務を希望してお

られない方々というような見方もあるのですが、一方では、公務員試験の受験者とか、あるいは合格者を見ていますと、増えている。ですから、法科大学院の皆さんから見ても、あるいは大学のお立場から見ても、公務というのは一つの卒業生の能力発揮の場として位置づけられているのではないかと思います。

私ども公務の立場から見るときも、これは私の意見ですが、やはり専門教育をきっちりしていただくということが非常に大事なことだと思っています。多様な人材とか、そういうことをよく言うのですが、それはやはり恐らく、あくまでも多様な人材というのは、専門教育をちゃんと受けているということが前提になった上で、その上で、しかし専門試験の成績がいいだけでは採りませんよと。よく、人物を重視するとか、あるいは、きょう議論に出ておりましたけれども、教養ですね。私ども、今、一般能力試験というのに名前は変えるのですけれども、いわゆる教養試験の部分をやはり公務員試験では課しておりまして、専門試験の部分の比重が非常に高いわけですけれども、やはりそれは半分よりちょっと高いぐらい。あとは教養の部分と人物の部分をきっちり見て、そういった配点比率で評価しておるわけでございますが、あくまでも今申しましたように、専門の部分の配点比率、合格に占めるための配点比率が一番高い。ですから、その部分をしっかりとしていただくということは前提になった上で、多様な人材を探っていきたいと、こういうことだというふうに理解しておりますので、今後とも大学における専門教育をきっちりしていただこうと。そして優秀な人材を公務に出していただきたいということをお願いいたしまして、そのほか、またこれから、帰らせていただきまして、もう一度資料を読み返し、きょうの拝見させていただいたこと、お聞きしたことを頭の中でもう一度整理いたしまして、最終的には報告書とさせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

---

### [角委員]

どうも、きょうはありがとうございました。きょう一日、いろいろお話を聞かせていただいて、それから授業等を拝見いたしまして、本当に頭の整理がついておりませんので、感想めいたことだけ二、三申し上げたいと思います。

皆さん御存じ、法学系の、特に実体法学系の教員の方は御存じだと思いますが、多分、日本でもっともロースクールに対して設立のときにかみついた教員というのが私でございますが、ちょっときついこと言うかもしれませんけれども、ロースクールに振り回されている。それは外在的にしようがないというところがあるような気がいたします。ロースクールのために、ちょっとこういう言い方はきついのですけれども、かなり学部が犠牲を強いられているという気がいたします。

それが今、少し、やっぱりそれではいけないということで、いろいろプロジェクト型

のものを頑張っておられ、これはこれですばらしいことだと思いますけれども、やはりこういうプロジェクトとか、それから井原さんがおっしゃった少人数、これも大事ですけれども、ここは200人の小さい学部ですから、東京のというか、都市型の割と大きな私学の法学部とは学生のメンタリティーが違うのかもしれませんけれども、さはさりながら、今の学生の一般的な気質として、なかなかやつぱり、少人数授業に入っていく子っていうのはやっぱり、上澄みとまでいきませんけれども、みんながみんなっていうわけではない。そこで、どうその学部を全部で何とか底上げをするという、何か、そのところが少し感じられないなと思いました。

それは多分、ちょうど今、ロースクール、先ほど井上先生もおっしゃられましたように、ロースクールができて法学部のレゾンデートルが揺らいだというか、ある意味で法学部というものが一方ではロースクールの入学のための学校であり、かつ、ロースクールができた以上は、特に実定法というのは別に学部では軽くしても構わないよねという、それがやっぱりそれじゃいけないのだという、今ちょうど曲がり角に来ているので、学部自体の底上げをどうするかとかがこれからなのじやないかなというふうに思いますけれども、やはり大学の法学部というのは、やっぱり何ていうのですか、やっぱり法学と政治学のディシプリンをきっちりと、それは本当に知識量としては少ないかもしれませんけれども、ディシプリンはきちんとたき込むっていうのが、私はレゾンデートルではないかと思っております。ちょっとそのあたり、わかってらっしゃると思いますけれども、もう一度ちょっとお考えいただきたいなというふうに思います。これ全部、私たちの大学にも全部返ってくることでございますけれども。

それで、ちょっともう一つ、ちょっとお話がなかったのですけれども、学部、ロースクールも今、弁護士の就職が非常に大変ですけども、学部のいわゆる就職支援ということについてのちょっとお話がなかったものですので、まあ、神戸大学さんですから、そんなに就職に御心配はないのかもしれませんけれども、ちょっとそのあたりが、もしかしてという気がいたしました。

(補足説明) 角委員ご指摘のとおり、法学部の就職活動は、現状非常に厳しい。ここ2年ほどであるが、進学者も含め、4年で卒業して就職および大学院に進学する者の率が75%と極端に低い。原因を調べたところ、法学部に入ってくると、やはりロースクールに行きたいという意識があり、就職活動を始めるのが、適性試験が終わってから開始する学生が極端に多く、適性試験は4年の7月にあるので、そこから就職活動を始める学生が非常に多い。そのため、1年、サイクルがずれる。現在、既に3回生の就職活動が始まっているわけで、ことしから、そのあたりを注意するため、10月上旬に、3回生を対象にして、就職活動というのはもうここから始めるように指導した。法科大学院進学を希望する学生も、就職活動することにまったく不利益はないということを一生懸命説明して、今の3回生はぼつぼつまじめに、法科大学院も念頭に置きつつ就職活動も

するというふうに動き出してくれている。それまでは全く我々も意識せず、そういう状態になっていること自体あまり認識しておらず、就職については実際に法学部は厳しい状態で、前述の法学部の地盤沈下は、このような現状にもあるのではないかと反省し、本年から体制を整え直した。

就職支援に関しては、六甲台の就職センターがある。経済、経営、法学部のO Bの方々が手伝ってくださっている。法学部の学生が相談にくるのは4回生の後期になってからだという意見も、実は私自身、昨年10月から研究科長になって、初めてそのときに聞いて、だから就職がなかなか難しいということであると感じ、本年から、その見直しを始めたところである。これは我々の反省材料である。(井上)

---

#### [高橋委員]

ちょっと2点、感想というレベルですけれども、2点ぐらいありますて、一つは、授業を拝見させていただいた、これは印象ということですけれども、どの授業も非常に大勢の学生さんが、ある意味で活発にいろんな意見を述べられて、非常に前向きに授業を受けられているというのが非常に印象的でありました。そういう意味では、トータルで考えると、恐らく、見せていただいた授業がそういう特定のものでないということが前提であれば、かなり学生のニーズに合ったものがうまく提供できているのではないかという印象を受けました。これが1点目です。

それから2点目は、私自身ずっと、前職は日銀の神戸支店長をやっておりまして、ある意味で経済界にずっと身を置いていた人間から見て、どういう視点で物を見ていくかということで考えていましたのですけれども、最初に御説明あったプログラム、非常に神戸大学として非常に特徴を出したい、そういう意味で導入されているプログラム、ジャーナリズムプログラムであり、法経の連携プログラムであり、E U I J 関係プログラムと、こういったものがどういう形で、多分、学生さんのところに定着できているのかというところをいろいろお聞きしようとしたのですけれども、非常に優秀な学生さんばかりだったような感じもして、模範解答が非常に多かったのではないかという印象をちょっと受けてまして、なかなか本当のところはちょっと見えなかつたかなっていう感じはしています。

ただ、私自身、どういうふうに経済を見ていくかというの、実は社会に入ると非常に大事でありますて、そういう意味で、この法経連携プログラムがうまくいっていくということを非常に期待したいというふうには思います。なかなか、お話を制約があるということを聞きましたけれども、やはり経済センスを持った法学部生というのは非常に魅力的であるというふうには思います。

それからもう一つ、世の中では非常にグローバリズムが進んでいるというのが経済の

非常に特徴でありまして、最近の日本経済っていうのは、むしろ外に向いているという形でありまして、企業も外に向かうというベクトルが非常に強い状況ですから、当然、このグローバリズムに合わせたE U I J プログラムというのは非常に魅力的だというふうに思うのですけれども、ただ、最近の経済の動きは、やはりアジアっていうところを非常に中心的に物を考えているところを考えると、やはりこのEUをキーにして、もう少し発展的にですね、広い、もっと言えば、端的に言いますとアジアですね、特に東アジア、中国を含めたアジアに対してどういうふうに取り組んでいくのかっていうのが、大学レベルでもやはりあってもいいのではないかという感じがしました。ただ、非常にこのEUプログラムがうまくいっているということであれば、これをきっかけにどうやって広げていくのかっていうところが大事かなというふうに思いました。

それから、ジャーナリズムのプログラムも非常にいい視点で、法学部だからという視点ではきっとないと思うのですけれども、大学として取り組むプログラムとしては非常におもしろいプログラムかなというふうに思っていますので、ぜひこういったところに磨きをかけて、法科大学院へ行かない学生さんたちの魅力づくりという意味で、こういったところに広がりを持っていくと大変いいかなというふうに思って見ていましたということあります。

---

#### [中村委員]

私も事前にファカルティーレポートの下巻の方でしょうか、各教員の研究・教育業績を見てみまして、もともと神戸大学は非常に質の高い教員を擁しているっていうことは聞いておりましたけれども、改めてこのレポートを読んで、そういう感じがいたしました。とりわけフランス法、ドイツ法、あるいはイタリア法といったヨーロッパ法の専門家が他大学から見ると多くて、しかもそれをEU法とも関係づけるという、この点においては大変な大きな特徴で、ただいま高橋委員の言われた東アジア共同体を考える場合でも、EUは一つの、私なんか、モデルにもなるのかなという感じがいたしましたので、ぜひこの点の研究・教育をさらに神戸大学の特色として深めていただきたいと思っております。

それから二つ目は、これは今、政治、そして経済が東京一極中心ということになってきて、大学自体も、やはり東京、特に文系は東京中心にやっぱり向かっている中にあって、やはり地方の国立大学がどういう存在価値を示すかというのは非常に大事なことだと思っております。とりわけ神戸大学は戦前より法経の伝統を持っているという、非常に日本でも数少ない国立大学の一つでありまして、その内で法科大学院、法学部、それから普通の大学院法学研究科とともに、これから、むしろ法科大学院進学者も必ずしも多くないというような、期待より多くないということも先ほどの話題でお話もありましたし、それから研究者養成も、もうちょっと神戸大学での、これだけの教育をやってい

るなら、もっと出てもよいのではないか。それは政治経済のリーダーにもつながってくると思うのですけれども、どうか私としては、国立大学というのは、とりわけ文系が何のために存在するかというのが常にこれから政治から問われて、国家財政が厳しい折、問われていくと思いますので、どうか神戸大学法学部がますます存在意義を高めていただきたいということを強く思っております。

---

### [野呂委員]

私はいつも法廷から法実務者というのを見ていて、司法記者としまして。きょうは教室から、法律家を育てる法を教えていただいたのですけれども、これは神戸大学だけじゃないので少し話が抽象的になるのですけれども、きょうお話を伺っていて、ロースクールとは悪く言えば職業訓練校だなというような思いを非常にまた強くしたわけですね。そうなってくると、よりやはり学部での教育というのが非常に、人間的な教育の重要性といいますか、例えば最後に見させていただいた対話型演習刑事手続法というロースクールの授業がありまして、学生たちが六法やいろいろ開いておりました。そこで最後に角先生とちょっとお話ししたのは、裁判前整理手続のありようということをして、その中で、公判廷外の心証形成というのは本来あってはならない。しかし、裁判前整理手続の法律ができる過程では、それはなされ、法廷外での心証形成はないのだと、これは法律をつくる過程の話を学生たちに教えるわけですね。そうすると学生は、ちょっと待ってください先生、これ心証形成じゃないのですかというような質問は、恐らくロースクールでは出ないと。そんな余裕がないのだと。というのは、ゴールが司法試験というのが見えているので、本来、法律家というのはもっと豊かなというか、人権擁護のためのまさに法律家であれば、これは神戸大学だけじゃなくて、やっぱり日本のロースクールというのはそういう余裕がないので、そうすると、どこで教育をするかというと、やっぱり学部の段階で、まさにそういう議論をしなきゃいけないなと思うので、そうすると少人数の、まさにきょう見させていただいた一番最初ですかね、2年生を対象にした社会分析基礎演習、そういうところで、やはりそういう考えていくもの、例えば公判前整理手続というのは、今言ったように、法律がこれ、できる過程では、裁判官はここで心証を形成しないということで法律ができたと。しかし、じゃあ学生たち、そこで疑問を持ってするような議論は、やはり今の教育の中では学部しかないのかなど、きょういろいろ見せていただいて、したわけですね。

ですから、三つの学部および大学院もそうですけども、三つの特徴というのを教えていただきましたが、このカリキュラムを見まして、やはり少人数のところでいかに自分の言葉で考える力を養うか。それと法律家であれば、私がちょっと言った全人的教育というか、人間としての幅。きょうはたまたま学部の生徒がそういう、人間としての幅がどのような言葉が出たりしたので、思わず、あつと思ったのですけれども、非常に学

生は、先ほどおっしゃったように、優秀な学生ばかりを選んだのかもしれないのですけれども、とりわけ学部の学生が非常に僕は優秀だったなという気がしました。それと、その2年生の演習も見ても、非常によく、ピントが少しぐらいずれようとも、自分の言葉でしゃべって考えるというのをやっていたので、ぜひ、今の全国押しなべての教育の中で、ロースクールというのはなかなか、もう、そんなすぐには変わらないのはやむを得ないかもしれませんので、やはり学部での教育が僕は大事だなというのをきょうは非常につくづく感じました。

そういう意味で、その三つのところから、少人数をどこまで増やすことが可能かというカリキュラムの問題にもなってくると思うのですが、ぜひその辺に力を入れていただいて、神戸大の学生というのは、おとなしいが、非常にまじめだなという気がしたので、よりそういう深めていくためには、少人数教育に力を入れていただければなと思います。

---

#### [水野委員]

司法試験に受かった人は、これは今、就職の問題がありましたけれども、これは大事な問題ですね。問題は、受からない人で、毎年受からない人は必ずおる。全体的に何%、神戸大学でも毎年何%かは必ず出てくる。そのような者をどうするのかという話です。法曹教育を授けても、深い専門教育を与えて、神戸大学のロースクールを修了する。それで、司法試験には合格しない。そういう人は社会に出ることができるので、それが大きな問題になっているのではないだろうかと。それで、そういうところの就職なども大変な問題として、社会問題になるのではないかと思う。

#### (補足説明)

それも同じパターンであり、一応、修了者支援ワーキンググループがロースクールの中に設置されており、来年、再来年へ向けての敗者復活戦へ向けてという趣旨も含まれるが、それと同時に、やはり同じように、司法試験に一度失敗し、どうしようかと悩んでいる学生、このまま行くと司法試験に合格できるか不安を感じている学生も就職支援センターの方に行って、就職活動、就職先があるか問い合わせに来る学生が多いというのは、私の方に就職支援センターの方から話を承っている。(井上)

我々は、現役生が司法試験に合格する、再受験組が司法試験に再チャレンジして合格するために、O Bの方々に助けていただいてサポートゼミを開いたりしてはいるが、正直申しまして、司法試験にまず受かってほしいというのが一番であり、それに頑張っていて、それ以外については必ずしも十分ではないというのが正直なところである。ただ、個別に教員が相談等を受けて、それで公務員試験の道を考えてもらう、それから会社に就職するということもある。ただ、比較的、公務員試験を受けるという、受けて合格していくという者が多いという印象をもっている。

法科大学院協会との関係で、やはり不合格になった者の就職問題というのは非常に大きな問題となっているので、法科大学院協会、さらに日弁連と一緒に、いわゆる職域問題、司法試験に受かった者の就職問題と一緒に、水野委員ご指摘のように、受からなかった者に対する就職問題を一緒に考えさせていただいているという状況である。(泉水)

#### [水野委員]

きょうは一日、御丁寧な説明と、それからいろんなところを見せていただきまして、私自身が随分参考になりました。ありがとうございました。

私自身の意見は、もう少し考えてまとめさせていただきたいと思いますが、2002年同じような評価委員をさせていただいておりまして、そのときに指摘した項目の中で、劇的に改善されているというのがある。それは何かというと、施設の問題ですね。前回はもう何か、薄暗い廊下をですね、大学院の廊下にいっぱい何かロッカーが置いてあつたり、書類が積んであつたりとか、そんな印象だったのですけれども、きょう来て、びっくりしましてですね。建てかえはったんかと思ったら、実はそうでなくリニューアルらしいのですけれども、本当にそれがまず第一に驚きました。

幾つか前回指摘した中で、今回もやはりちょっと残念だったと思うのは、大学院の社会人コースですね。これ、僕らのイメージは、やはり神戸大学っていうのは国立大学の中で、社会人として働いている人がもう一遍勉強するというのをいち早く受け入れてという、そういうイメージが物すごく強いですね。もちろん、それを続けておられるのはそのとおりだと思うのですけれども、いいと思うのですけれども、やはりこれだけいろんな、つまり我々が習った六法以外の法律がいろいろと実務の世界で新しくできてくると。そういう中で、いろんなニーズがあるだろうと思うのですよね。それは漫然と、もう一遍勉強したい人は社会人コースがあるから大学院に来てくださいと言うのではなくて、むしろ大学の方から、例えばこういうテーマのコースといいますか、あれを設けるからどうだとか、こういうテーマではどうだというふうな形ですね、大学の方から発信するといいますかね、そういうことが必要なのではないのかなと思いました。そうすると社会人の方もそれを見て、あ、それなら行ってみようかとか、そういうことになるのではないかと思うのですね。だから、ただ単に漫然と、こういう、例えば、さつき言いました、金融法なら金融法を勉強したいなと思っても、漫然と、だからそれで神戸大学に行くのではなくて、神戸大学に行けば、例えば金融法なら金融法の講座があつて、こういう教育が提供されていますよとか、いろんな新しい分野で先端的な教育を社会人にもう一遍するといいますかね、そういう社会人コースというのをもっと充実されて、神戸大学の売りにされたらどうなのかなということをちょっと思いました。

#### (補足説明)

最後の社会人コースの問題で、まさに大学の方からの情報発信に関連して、実はここ

七、八年、大学院のパンフレットがまったく変わっていない。しかし、広報委員会に対して指示を出して、神戸大学のセールスポイントをもっと載せて、こちらでこんなことをやりますから、こういうことをやりたい人は来てくださいという形のパンフレットに変えるように今検討させているところで、それなりの原案が出てきている。しかし、十分ではない。もう一度検討させている。水野委員のご指摘のとおりであり、そこは改善の余地ありということで、今検討を進めているところである。(井上)

**神戸大学大学院法学研究科・法学部  
外部評価報告書**

平成23年3月発行

／編 集／

神戸大学大学院法学研究科・法学部評価・FD委員会

／発 行／

神戸大学大学院法学研究科・法学部

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1

Tel 078-803-7232

Fax 078-803-7292

／印 刷／

田中印刷出版（株）